

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2012 | Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance
Disclosure

三井住友海上あいおい生命の現状



日本橋八重洲ビル

会社概要	2012年3月31日現在
社 名	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
英 文 名 称	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company,Limited
設 立	1996年(平成8年) 8月8日
資 本 金	355億円
従 業 員 数	2,283名
本 社 所 在 地	東京都中央区日本橋3丁目1番6号
U R L	http://www.msa-life.co.jp

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目 次

トップメッセージ 2

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて 4
 MS&ADインシュアランス グループの目指す姿 4
 MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス体制 6
 MS&ADインシュアランス グループのCSR経営 7
 MS&ADニューフロンティア2013 8

経営について

東日本大震災への対応について 10
 代表的な経営指標 12
 三井住友海上あいおい生命 中期経営計画(2011年度~ 2013年度) 22
 三井住友海上あいおい生命 行動憲章 24
 情報開示方針 26
 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 26
 利益相反取引の管理について 27
 コーポレートガバナンス体制 28
 内部統制システムに関する方針 29
 コンプライアンス(法令等遵守)の体制 30
 リスク管理の取り組み 31
 監査体制 34
 個人情報の取り扱い 35
 お客さま満足度向上に向けた取り組み 36
 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について 43
 当社の勧誘方針 44
 生命保険契約者保護機構について 45
 三井住友海上あいおい生命保険株式会社の誕生 47
 NEWワーク・スタイルについて 48

商品・サービス

トピックス 50
 お客さまに医療情報をお伝えする活動 52
 ご契約時のご案内 54
 商品ラインアップ 58
 ご契約後のサービス・情報提供 62
 保険金等支払管理態勢とお支払い状況 65
 代理店教育・研修 68
 FC社員・LIM社員について 69

CSR活動

社会貢献活動 70
 環境問題への取り組み 73

会社データ

目次 75
 会社DATA 76

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ



日頃より三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2011年度の決算の概況や直近の事業活動についてご紹介する、ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の現状」を作成いたしました。当社についてのご理解の一助としてご高覧いただければ幸いです。

2011年度を振り返って

東日本大震災から、はや1年あまりが過ぎました。被災地域の復興は着実に進んでいるものの、原発事故の事後処理など、いまだ多くの課題が残されています。

また、ギリシャ問題に端を発した欧州債務・金融危機、新興国の経済成長鈍化、歴史的な円高の進行など、日本を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。

当社は、東日本大震災への対応におきまして、被災地域約7万人のお客さまの安否確認を実施し、お客さまへの保険金・給付金のお支払いについても、迅速、誠実を旨とし、ほぼ全件の支払いを完了するなど、保険会社としての大きな使命を、全社一丸となって果たしてまいりました。

こうした中、私ども「三井住友海上あいおい生命」は、2011年10月1日付けで、三井住友海上きらめき生命とあいおい生命の合併により誕生しました。

厳しい経済環境下ではありましたが、当社は会社の成長力を表す「新契約高」の指標において、前期比15.3%増の3兆2,770億円と、大幅な増収を達成しました。

併せて、お客さまの当社へのご満足度を表す指標の一つである「契約継続率」も向上し、保有契約高は前年度末比9.9%増の18兆624億円、保有契約件数は前年度末比11.5%増の222万件となりました。

このように、新会社として順調な船出を果たすことができましたことは、ひとえに皆さまのご愛顧の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

2012年度の取り組み

当社は、「中期経営計画(2011年度～2013年度)」において、合併新会社の基本戦略として、「企業価値向上を支える人財の育成」をベースに「品質の向上」「商品・サービスの強化」「事業基盤の拡充」を掲げ、合併によるシナジー効果の最大限の発揮と、持続的な成長と収益力の向上の実現を目指しております。

シナジー効果の最大限発揮に向けて、合併会社2社の融合を進め、それぞれの強みを当社の強みとして一層高めるとともに、要員・組織面では、本社スリム化を進め、営業体制・営業力を一層強化いたします。また、販売面では、当社の最大の強みである生損保クロスセルを中心に、販売基盤を拡充し、お客さまの安心と満足をさまざまなチャネルを通じて提供していくことに加え、確固たる財務基盤のもと、お客さまの生涯にわたるサポートを実現いたします。

引き続き、お客さまの声を経営の原点として、業務改善に活かし、新契約の募集から、保険金等のお支払い、各種お手続きの対応まで、すべてにわたる業務品質の引き上げを図り、お客さま・社会からゆるぎない信頼を得られる企業を目指してまいります。

今後とも、当社をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年7月

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役社長

佐々木 静

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下、「MS&ADホールディングス」）を持株会社として、発足しました。

MS&ADインシュアランス グループでは、グループシナジーを追求し、お客さまサービスの品質向上および収益力・成長力強化を図るため、傘下の事業会社の統合・再編を進めています。

2010年10月には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が誕生し、2011年4月には、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社がMS&ADホールディングスの完全子会社となり、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社として、社名も新たにスタートしました。また、2011年10月には、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社が合併し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社として業務を開始しました。

さらに、グループ内のさまざまな関連事業会社を統合するとともに、アジアを中心に海外事業への投資を進めています。今後も、スピード感を持って事業基盤および経営資源の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。



MS&ADホールディングスが入る八重洲ファーストフィナンシャルビル

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

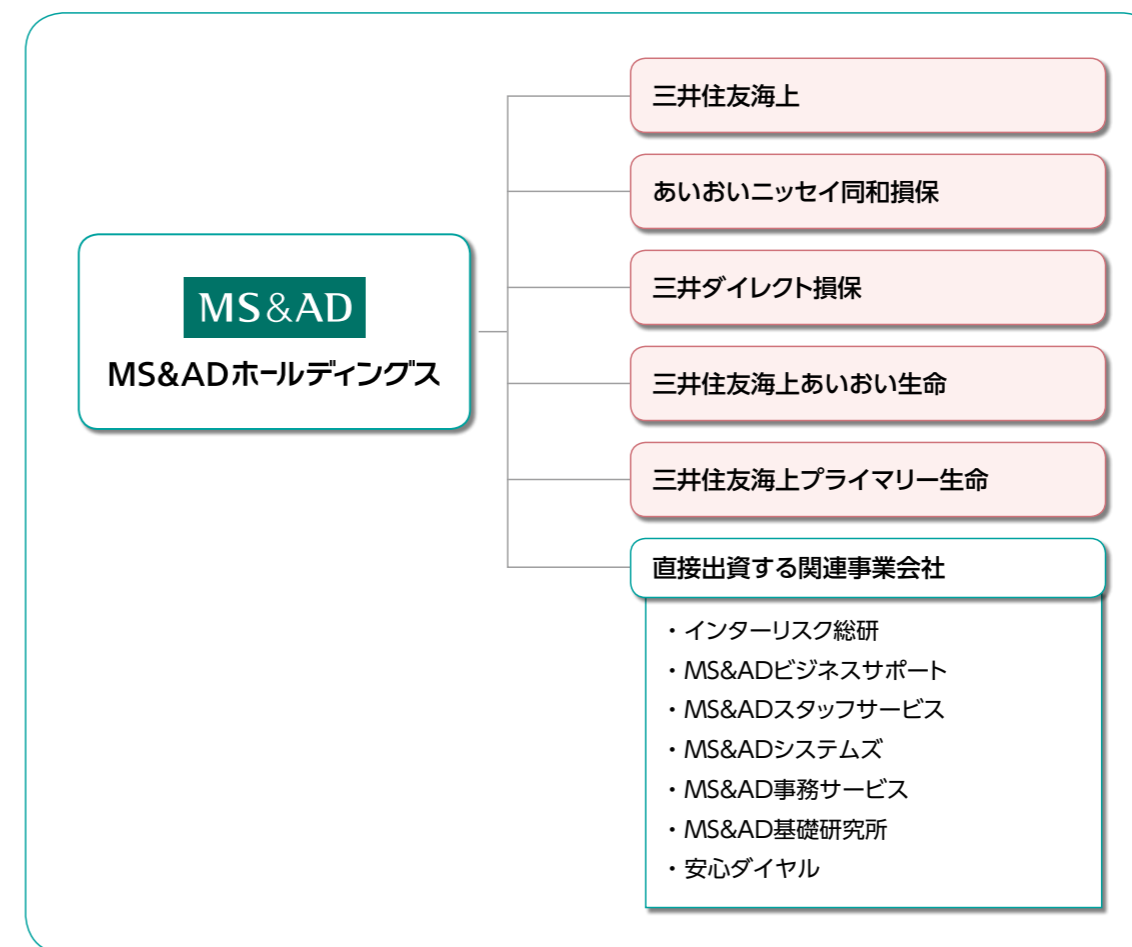
行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社（三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命）と7つの関連事業会社（インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、安心ダイヤル）を有する上場持株会社です。

【グループ構成図】（2012年7月1日現在）



MS&ADインシュアランスグループのコーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

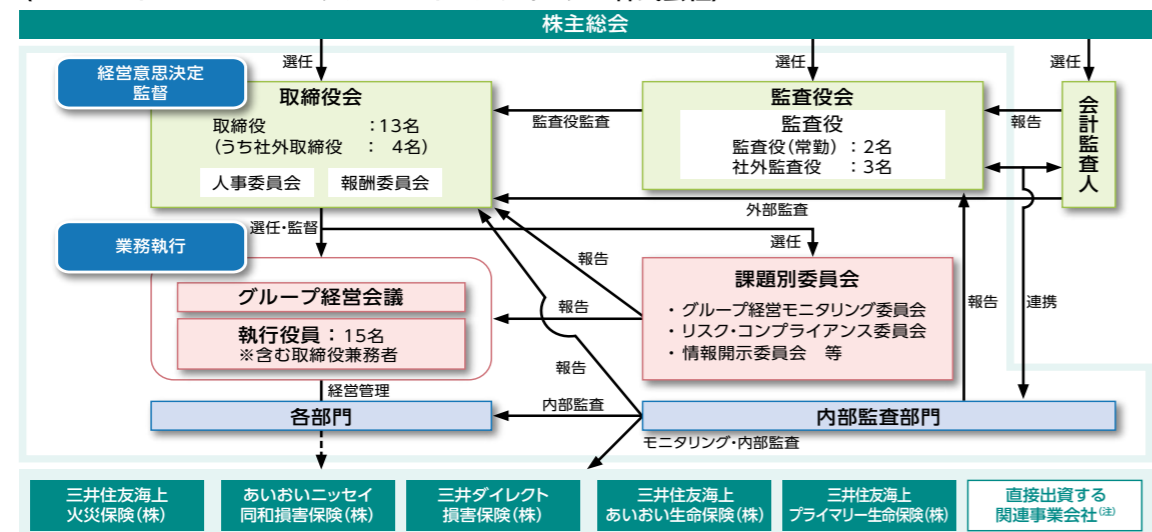
MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。
また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役5名のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命)および直接出資する関連事業会社(インターリスク総研など7社)との間で経営管理契約等を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

【体制図】

〈MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社〉 (2012年7月1日現在)



(注) 関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、安心ダイヤルの7社です。

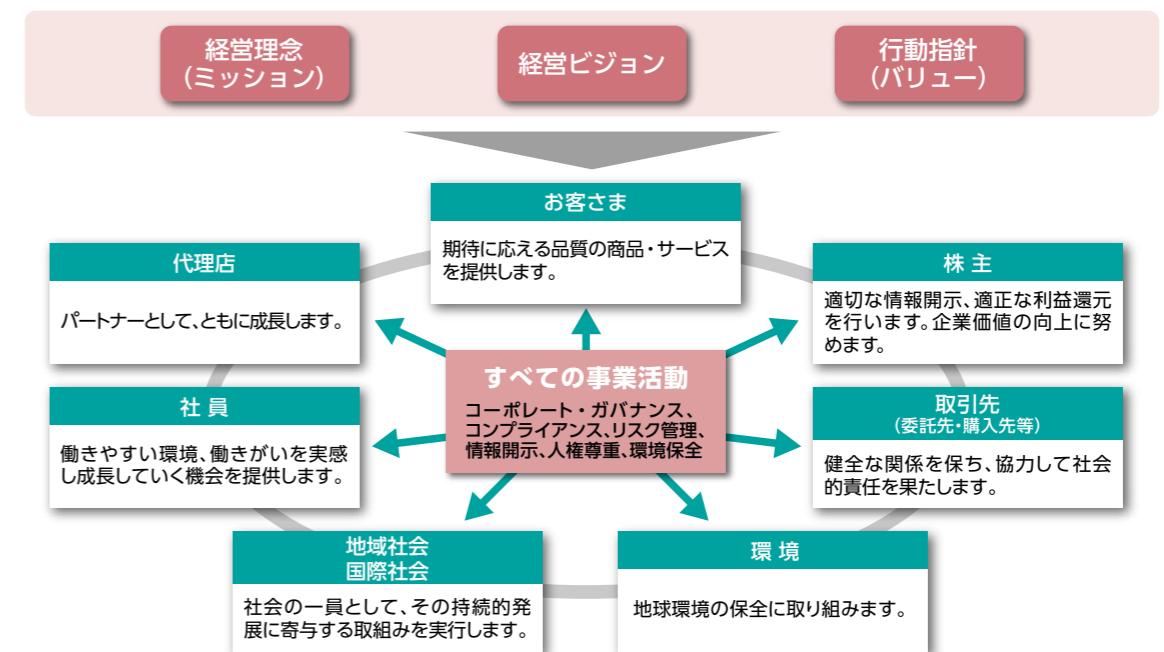
MS&ADインシュアランスグループのCSR経営

グループのCSR取り組みの考え方

すべての事業活動を通じて、ステークホルダーに対する社会的責任を果たします。

- 経営理念(ミッション)・経営ビジョンをよりどころとします。
- コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、情報開示、人権尊重、環境保全を原則とします。
- お客さま、株主、代理店、取引先、社員、環境、地域社会・国際社会をステークホルダーとします。

【MS&ADインシュアランスグループの目指す姿】



CSR取り組みの柱(グループ共通の重点課題)

以下を中期的なCSR取り組みの柱として、グループ共通で取り組みます。

- 商品・サービスの品質向上を通じ信頼を獲得します
 - ステークホルダーの声にもとづき、常に商品・サービスの品質向上や業務の改善を進め、信頼を獲得します。
- 持続可能な環境・社会づくりに貢献します
 - 商品・サービスの提供を通じた社会貢献や地球環境保全を進めます。
 - 東日本大震災など自然災害の被災地復興に向けた支援活動、地域に密着した社会貢献活動などを進めます。
 - 事業活動に伴い発生する環境負荷の軽減や、生物多様性の保全などさまざまな環境問題の解決に取り組めます。
- グループ全社員が行動指針(バリュー)を実践します
 - これらの重要課題に取り組むにあたり、グループ全社員が仕事とステークホルダーとのつながりを常に考え、行動指針(バリュー)を実践します。

MS&AD ニューフロンティア2013 (MS&ADインシュアランスグループ 中期経営計画 2010年度～2013年度)

4つの基本戦略

品質向上を通じて、お客さまの信頼を獲得し、成長を実現する

お客さま第一を実践し、あらゆるお客さまに高品質の商品・サービスをお届けする。成長により得られる収益を品質向上に投入することにより、好循環サイクルを確立し、持続的な成長を実現する。

グループの総合力を結集してグループシナジーを追求し、収益力を格段に強化する

グループシナジーを追求して経営効率化を図り、グループの収益力向上を実現する。事務・システムの一体化、シェアードサービスの推進を含め、グループベストの観点からあらゆるオペレーションを見直し、スケールメリットを発揮する。

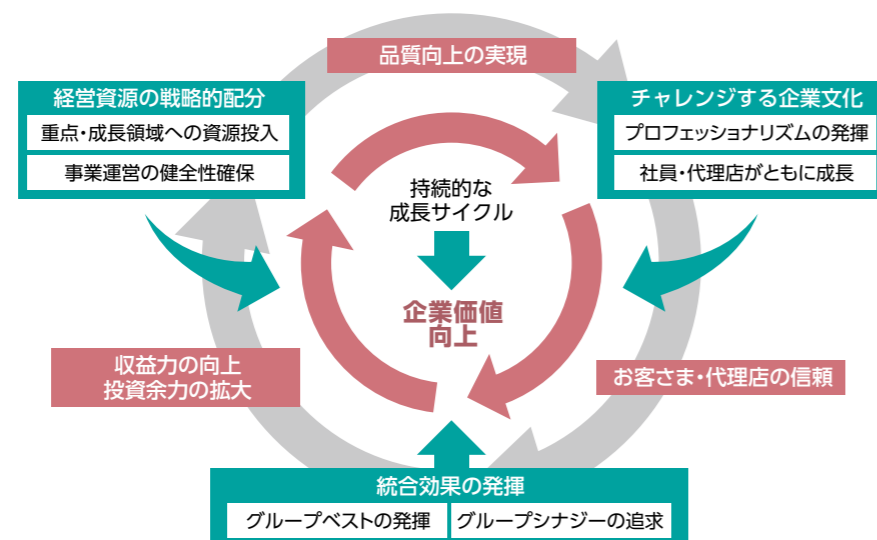
選択と集中による戦略的な資源配分を実施するとともに、健全な事業運営を行う

拡大した経営資源を重点領域・成長領域に投入し、資源の有効活用と成長力の強化を図る。グループ各社が保険・金融事業に求められる健全な事業運営を行うとともに、持株会社を中心としたグループ・ガバナンス体制を確立し、グループ全体の健全性を確保する。

プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成し、社員・代理店とともに成長する

社員一人ひとりが、プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成する。誇りと働きがいを実感し、社員・代理店がともに成長できる企業グループを実現する。

企業価値向上に向けた戦略構図



事業ドメインと個別戦略

MS&ADインシュアランスグループでは、グループの総合力を結集して、グループシナジーを追求し、お客さま一人ひとりに応じた高品質の商品・サービスを提供します。

国内損害保険事業 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友海上 あいおいニッセイ同和損保 三井ダイレクト損保 	各社のノウハウ・仕組みを活用して業務プロセスの品質を向上させ、多様な顧客基盤にふさわしい、魅力的な商品・サービスを開発し提供していきます。また、事務・システムの統合や営業・損害サービス拠点の統合等により、事業費を大幅に削減し、経営効率の向上を実現していきます。三井ダイレクト損保では、成長性の高い通販市場で収益性を確保しつつ、事業の拡大を図ります。
国内生命保険事業 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友海上あいおい生命 三井住友海上プライマリー生命 	三井住友海上あいおい生命は、拡大した営業基盤を活用し、クロスセルを軸に、金融機関、生保代理店、直販チャンネルを通じて、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。三井住友海上プライマリー生命は、個人年金保険分野において、お客さまのニーズに応じた商品提供と販売力の強化により、リーディングカンパニーとしての地位を確立していきます。
海外事業	アジアでは、トップクラスの事業基盤や優位性を活用し、積極的に事業展開していきます。欧州では、地域的拡大とサービス体制の充実を図ることで収益を追求し、米州では、堅実な収益の確保を図っていきます。また、海外再保険においては、ビジネスの拡大を図っていきます。
金融サービス事業	商品力・販売力の強化によるアセットマネジメント事業の拡大や、401K事業、個人融資関連事業を積極推進していきます。また、ART事業、金融保証事業、ベンチャーキャピタル事業など、金融に関する多様なソリューションサービスを展開していきます。
リスク関連サービス事業	リスクマネジメント事業、介護事業、資産評価鑑定事業、アシスタンス事業等、お客さまのリスク・ソリューションに資する保険以外のサービスを提供していきます。また、環境変化のトレンドを踏まえ、新規ビジネスの発掘を推進していきます。

経営数値目標

2011年度に発生した自然災害の影響や外部環境の変化を踏まえ、2013年度の経営数値目標を一部修正しました。

【目標数値】

	2013年度目標
連結正味収入保険料	2兆7,000億円
生保 保有契約 年換算保険料 ^(注1)	3,300億円
グループROE ^(注2)	7%

(注1)三井住友海上あいおい生命の数値(除く団体保険)。三井住友海上プライマリー生命は含まない
(注2)グループROE=グループコア利益^(注3)÷期初・期末平均連結純資産(除く少数株主持分)

【目標事業ポートフォリオ】

	2013年度目標	()内修正前
グループ利益指標 ^(注3)	1,100億円	(1,500億円)
国内損保	600億円	(1,000億円)
国内生保	150億円	(150億円)
海外	300億円	(300億円)
金融サービス/リスク関連サービス	50億円	(50億円)

(注3)グループ利益指標
グループコア利益=連結当期利益-株式資本増損益(売却損益等)-クレジットデリバティブ評価損益-その他特殊要因+非連結グループ会社持分利益

東日本大震災への対応について

東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当社は、今後も迅速な保険金等のお支払いとともに、復興支援にも努めてまいります。

被害を受けられたお客さまのご契約について

契約者保護の観点から以下の取り扱いを実施しました。

(1) 保険料払込猶予期間の延長、保険金支払い・契約者貸付の簡易迅速な取り扱い

項目	内容
① 保険料払込猶予期間の延長	被害を受けられたことにより保険料のお支払いが困難な場合、お申し出により保険料のお支払いについて猶予する期間の延長*(最長2011年12月末日まで)を実施しました。(注) *受付は、2011年9月30日で終了しています。
② 保険金支払いの簡易迅速な取り扱い	必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取り扱いをしています。
③ 契約者貸付の簡易迅速な取り扱い	

(注)【猶予した保険料の払込期日に関する特別取り扱いについて】
猶予した保険料につきましては、2011年12月末日までにお支払いいただく必要がございましたが、保険料のお支払いが困難な場合は、2012年10月末日まで払い込み期間を延長する取り扱いも併せて実施しています。

(2) 保険金・給付金等のお支払いについて

項目	内容
① 普通死亡保障	地震はお支払い対象外の事由としていません。死亡保険金を全額お支払いします。
② 医療保険、災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約	約款上に、地震等による場合は災害死亡保険金・災害入院給付金等を削減したり、支払わないことがあると規定しています。 今回の地震についてはこれを適用せず、災害死亡保険金等を全額お支払いします。
③ 保険料の払込免除	約款上に、地震等による場合は保険料の払込を免除しないことがあると規定しています。 今回の地震についてはこれを適用せず、被保険者さまが約款に定められた身体障害の状態に該当した場合は、保険料のお支払いを免除します。

(3) 新規の契約者貸付への特別金利の適用(利息の減免)について

対象のご契約者	災害救助法適用地域*で被災されたご契約者
金利	年1.5% (現在は2.0～3.75% 保険種類・ご契約日により異なります)
貸付金額の上限	一契約あたり、原則100万円まで(ただし、解約返戻金一定割合以内)
上記金利適用期間	2011年12月31日まで
受付期間	2011年6月30日まで

*東京都を除く。

(4) ご契約の失効に関して

災害救助法適用地域*でのご契約について保険料のお支払いがなくなり失効となる場合は、お申し出がなくとも保険料のお支払いについて、猶予する期間を自動的に最長2011年12月末日まで延長し、ご契約を有効に継続しました。なお、猶予した保険料については、2011年12月末日までにお支払いいただく必要がありましたが、保険料のお支払いが困難な場合は、2012年10月末日まで払い込み猶予期間を延長する取り扱いもあわせて実施しています。

*東京都およびその他の一部地域を除く。

(5) 入院給付金のご請求のお取り扱いについて

- ①東日本大震災によりケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合、お申し出または医師の証明書等のご提出によりケガをした日から入院されたものとして、入院給付金をお支払いします。
- ②入院の開始時期および理由に関わらず、東日本大震災を原因とする病院の事情により入院が開始できず、または退院を余儀なくされ、自宅・避難所等で医師の治療を受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等のご提出により当該期間入院をされたものとして、入院給付金をお支払いします。

その他の取り組み

- (1)当社は、MS&ADインシュアランスグループの取り組みとして行った被災地・被災者の方々への支援のための義援金の募集活動に参加しました。グループでは、被災者の方々を直接支援できることに重点を置きながら、被災地復興の長期的視野にたった支援や未来を担う子供の支援にも役立てていただける寄贈先などに、グループ社員からの義援金と会社拠出分を合わせて総額1億5,000万円を寄贈しました。
- (2)当社は、MS&ADインシュアランスグループで被災地支援の一環として行ったボランティア活動に参加しました。グループの社員が、現地のNPO法人と連携し、多様な生き物が生息する元の豊かな水田に再生することを目的に、震災により被害を受けた田んぼのがれき撤去や清掃を行いました。また、被災地の名産品を購入するなど、その他の復興支援につながる取り組みなども行っています。
- (3)当社は、東日本大震災による電力供給不足への対応として、2010年夏期の使用電力ピーク時に対し削減率15%の使用電力削減の取り組みを実施しました。
具体的には執務室照明50%の消灯、空調設定温度28℃、エレベーター利用制限などに取り組みました。節電については、通年の取り組みとして継続しています。

代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2011年度の状況は以下のとおりです。

なお、本項目においては、注釈がない限り、2011年度の数値は、2011年4月～9月までの旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社の業績の合算値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の数値を合算して記載しています。

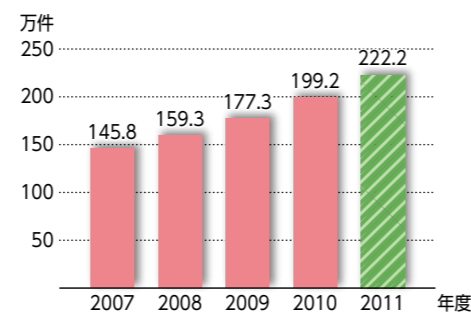
また、2010年度以前の数値は、上記合併前2社の業績の合算値を記載しています。

お客さまの数(保有契約件数)

222.2 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2011年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2010年度末の199.2万件から11.5%増加し、222.2万件になりました。

【お客さまの数の推移】



保有契約高

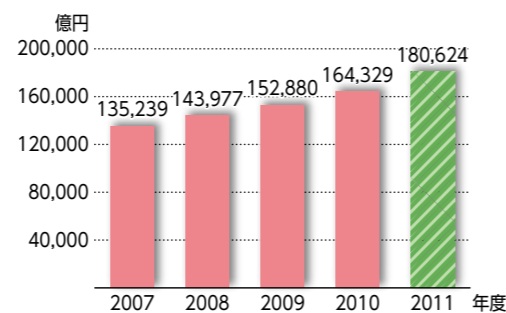
18兆624 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。)

当社の2011年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2010年度末の16兆4,329億円に比べ9.9%増加し、18兆624億円となりました。

団体保険を含む保有契約高は、23兆588億円となりました。

【保有契約高の推移】

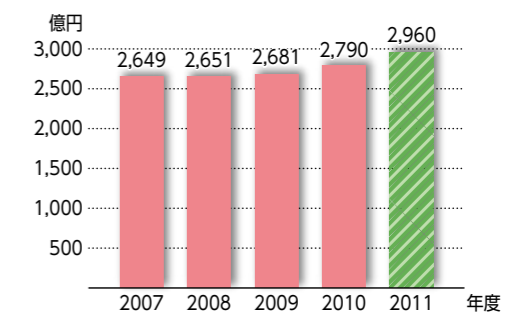


保有契約年換算保険料

2,960 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2011年度末の保有契約年換算保険料は、2010年度末の2,790億円から6.1%増加し、2,960億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益と経常利益

基礎利益 **41** 億円 経常利益 **18** 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。

保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。

(詳細については、108ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。)

$$\text{経常利益 } 18 \text{ 億円}^* = \text{基礎利益 } 41 \text{ 億円} + \text{キャピタル損益 } \Delta 7 \text{ 億円} + \text{臨時損益 } \Delta 15 \text{ 億円}$$

*端数処理の関係から、単純合算値になっていません。

当期純損益

△113 億円

合併関連費用101億円(特別損失)の発生や、税制改正に伴う23億円の税金費用の増加等により、113億円の当期純損失となりました。

資本金

355 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2011年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

2兆1,366 億円

2010年度末の1兆7,897億円から19.4%増加し、2011年度末の総資産は、2兆1,366億円です。

有価証券残高

1兆8,482 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は86.5%です。有価証券残高のうち97.6%にあたる1兆8,035億円を国債・地方債・社債で運用しています。(130ページに「VI.4. (1) ①口.当社の運用方針」、137ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

貸付金残高

463 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.2%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(103ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

責任準備金残高

1兆8,125 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2012年7月1日現在)

A+
AA-

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。

この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といえます。

逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額

=

(基礎利益上の運用収支等の利回り*1 - 平均予定利率*2)
× 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$

ソルベンシー・マージン比率

1,212.8%

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は今年度より適用となる、従来より厳格化された新基準においても、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。

(104ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」、105ページに「保険金等の支払能力の充実の状況(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2010年度				2011年度
	旧三井住友海上 きらめき生命		旧あいおい生命		三井住友海上 あいおい生命
	旧基準	現行基準	旧基準	現行基準	現行基準
ソルベンシー・マージン総額(A)	133,423	125,594	77,149	75,953	223,803
リスクの合計額(B)	12,545	19,673	7,896	10,367	36,904
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$				
	2,127.0%	1,276.8%	1,954.1%	1,465.2%	1,212.8%

2011年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

当社では従来よりEVを開示していますが、2011年度末EVについてヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)^(注1)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しており、2010年度末EVについてもEEV原則に準拠して再計算しています。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、2004年5月に制定されたものです。

(2) 2011年度末EEV

以下の2010年度末の数値は、旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の合併前のため、同2社の単純な合算値としています。

(単位:億円)

	2010年度末	2011年度末	増減
EEV	4,619	5,119	500
純資産価値	1,219	1,443	224
保有契約価値	3,399	3,675	275
うち新契約価値 ^(注1)	256	209	△47

(注1) 「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2010年度末	2011年度末	増減
純資産価値	1,219	1,443	224
純資産の部合計 ^(注2)	744	630	△113
危険準備金	182	197	15
価格変動準備金	25	29	4
配当準備金中の未割当額	1	2	1
一般貸倒引当金	0	0	0
有価証券等の含み損益	495	903	407
貸付金の含み損益	40	42	1
退職給付の未積立債務	△0	△1	△0
上記項目に係る税効果	△269	△360	△91

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2010年度末	2011年度末	増減
保有契約価値	3,399	3,675	275
確実性等価将来利益現価	4,000	5,025	1,024
オプションと保証の時間価値	△255	△748	△493
必要資本維持のための費用	△37	△111	△74
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△308	△489	△180

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3) 主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
0.104%	0.123%	0.173%	0.250%	0.332%	1.050%	1.600%
0.151%	0.198%	0.281%	0.408%	0.492%	1.268%	1.884%
20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
1.914%	1.998%	2.106%	2.201%	2.272%	2.328%	2.372%
2.198%	2.278%	2.335%	2.384%	2.420%	2.448%	2.470%

各年とも、上段は2012年3月31日、下段は2011年3月31日

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4) 前年度末からの変動要因

(単位: 億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2010年度末(前年度末) EEV	1,219	3,399	4,619
①当年度新契約価値	△279	489	209
②期待収益(リスクフリーレート分)	0	61	62
③期待収益(超過収益分)	0	7	7
④保有契約価値から純資産価値への移転	126	△126	0
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異	△35	58	23
⑥前提条件(非経済前提)の変更	0	45	45
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異	371	△471	△100
⑧その他事業関係の変動	0	△38	△38
⑨その他事業外の変動	40	251	292
2011年度末(当年度末) EEV	1,443	3,675	5,119

- ①当年度新契約価値
新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。
- ②期待収益(リスクフリーレート分)
市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。
- ③期待収益(超過収益分)
市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提は全ての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資

産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。

- ④保有契約価値から純資産価値への移転
前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。
- ⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。
- ⑥前提条件(非経済前提)の変更
当年度末の保有契約価値の計算に用いる前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2012年度)以降の収支が変化することによる影響額です。
- ⑦前提条件(経済前提)と実績の差異
前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。
- ⑧その他事業関係の変動
当社の必要資本はソルベンシー・マージン比率の目標水準を基に設定していますが、2011年度末からソルベンシー・マージン新基準の下で設定したことによる影響額です。
- ⑨その他事業外の変動
当年度末のEEV計算において、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」を反映したことによる影響額です。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位: 億円)

前提条件	EEV	増減額
2011年度末EEV	5,119	-
感応度1: リスクフリーレート50bp 上昇	5,255	135
感応度2: リスクフリーレート50bp 低下	4,962	△156
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	5,118	△1
感応度4: 経費率(維持費) 10%減少	5,244	125
感応度5: 解約・失効率10%減少	5,233	114
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	5,289	170
感応度7: 保険事故発生率(年金保険) 5%低下	5,118	△0
感応度8: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	5,119	0
感応度9: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	4,881	△237
感応度10: 必要資本を法定最低水準に変更	5,193	74

(6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ています。意見書については、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp/>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

(単位:億円)

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
保有契約件数 ^(注1)	145.8万件	159.3万件	177.3万件	199.2万件	222.2万件
保有契約高 ^(注1)	135,239	143,977	152,880	164,329	180,624
保有契約年換算保険料 ^(注1)	2,649	2,651	2,681	2,790	2,960
経常利益又は経常損失(△)	△29	62	81	△10	18
基礎利益	△17	72	96	△2	41
当期純利益又は当期純損失(△)	△50	8	13	△71	△113
資本金	655	655	655	655	^(注2) 355
総資産	13,744	14,959	16,163	17,897	21,366
有価証券残高	12,861	14,013	15,157	16,374	18,482
貸付金残高	342	400	434	446	463
責任準備金残高	12,565	13,766	14,911	16,358	18,125
格付け ^(注3)	スタンダード&プアーズ(S&P)				A+
	旧三井住友海上きらめき生命	AA	AA	AA-	AA-
	格付投資情報センター(R&I)				AA-
	旧三井住友海上きらめき生命	AA	AA	AA	AA
	旧あいおい生命	A+	A+	AA	AA
逆ざや額	5	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率 ^(注4)					1,212.8%
旧三井住友海上きらめき生命	2,124.0%	2,069.1%	2,129.7%	2,127.0%	-
	-	-	-	(1,276.8%)	-
旧あいおい生命	2,078.8%	2,040.6%	1,994.3%	1,954.1%	-
	-	-	-	(1,465.2%)	-
伝統的手法によるエンベディッド・バリュー (TEV)	2,646	2,810	3,031	3,264	-
ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) ^(注5)	-	-	-	4,619	5,119

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 2011年度末の資本金は、合併に伴い旧あいおい生命の資本金を「その他資本剰余金」として受入れたことにより減少。

(注3) 格付けは各年度末時点。旧あいおい生命は格付投資情報センターのみ。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注4) ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2007～2010年度、2011年度はそれぞれ異なる基準によって算出。

なお、2010年度末の()は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。

(注5) EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー (EEV)の数値(2011年度決算よりこの基準で開示)。

なお、2010年度はEEV原則に基づき再計算した数値。

【法定ベース^(注1)】

(単位:億円)

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
保有契約件数 ^(注2)	98.5万件	107.5万件	119.9万件	135.2万件	222.2万件
保有契約高 ^(注2)	86,164	90,308	94,447	101,381	180,624
保有契約年換算保険料 ^(注2)	1,964	1,943	1,945	2,024	2,960
経常利益又は経常損失(△)	26	23	27	△32	26
基礎利益	32	22	32	△23	49
当期純利益又は当期純損失(△)	0	0	0	△53	△89
資本金	355	355	355	355	355
総資産	9,997	10,751	11,483	12,424	21,366
有価証券残高	9,446	10,137	10,830	11,637	18,482
貸付金残高	245	287	308	317	463
責任準備金残高	9,225	9,981	10,683	11,621	18,125
格付け ^(注3)	スタンダード&プアーズ(S&P)	AA	AA	AA-	AA-
	格付投資情報センター(R&I)	AA	AA	AA	AA
逆ざや額	5	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率 ^(注4)	2,124.0%	2,069.1%	2,129.7%	2,127.0%	1,212.8%
	-	-	-	(1,276.8%)	-

(注1) 2010年度以前の数値は、旧三井住友海上きらめき生命の数値。

2011年度の数値のうち、「経常利益又は経常損失(△)」、「基礎利益」、「当期純利益又は当期純損失(△)」は旧三井住友海上きらめき生命の2011年4～9月の数値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の合算値、それ以外は三井住友海上あいおい生命の数値。

(注2) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注3) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注4) ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされているため、2007～2010年度、2011年度はそれぞれ異なる基準によって算出。

なお、2010年度末の()は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値。

三井住友海上あいおい生命

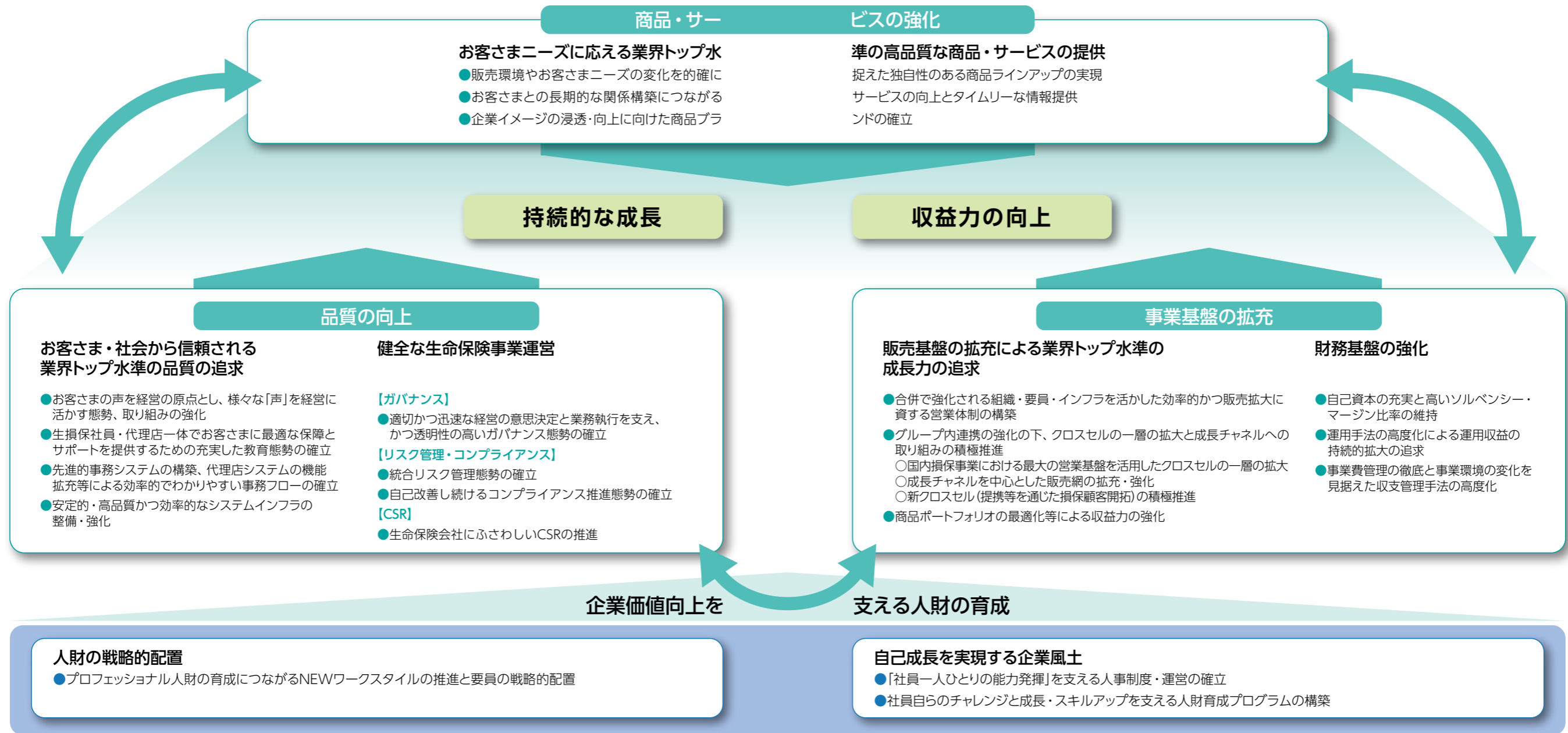
中期経営計画（2011年度～2013年度）

【目指す企業像】

- I. お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
- II. グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
- III. 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
- IV. 社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

合併によるシナジー効果を最大限発揮し、

持続的な成長と収益力の向上を実現



三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランスグループの「行動指針」の具体的な活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築

し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。

- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針に沿って、継続的な取組を推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。改革、革新を求める姿勢を大切に、新たな課題に挑戦します。良いところを学ぶ気風を大切に、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のかもった挨拶、対応を行います。簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。会社方針を全員で理解し、情報を共有します。マイナス情報は優先的に報告します。チームワークを大切に、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。
非倫理的ではないか。
十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。
全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。
家族に、友人に、胸を張って説明できるか。
MS&ADインシュアランスグループの信頼・ブランドを損なわないか。
MS&ADインシュアランスグループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランスグループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は個人保険分野について、2012年4月から保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項にもとづき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針(2011年10月制定)

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引を中止する方法

以上

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループの以下の金融機関です。

- 当社の親金融機関等^(注)
MS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

*当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

(注)当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

コーポレートガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

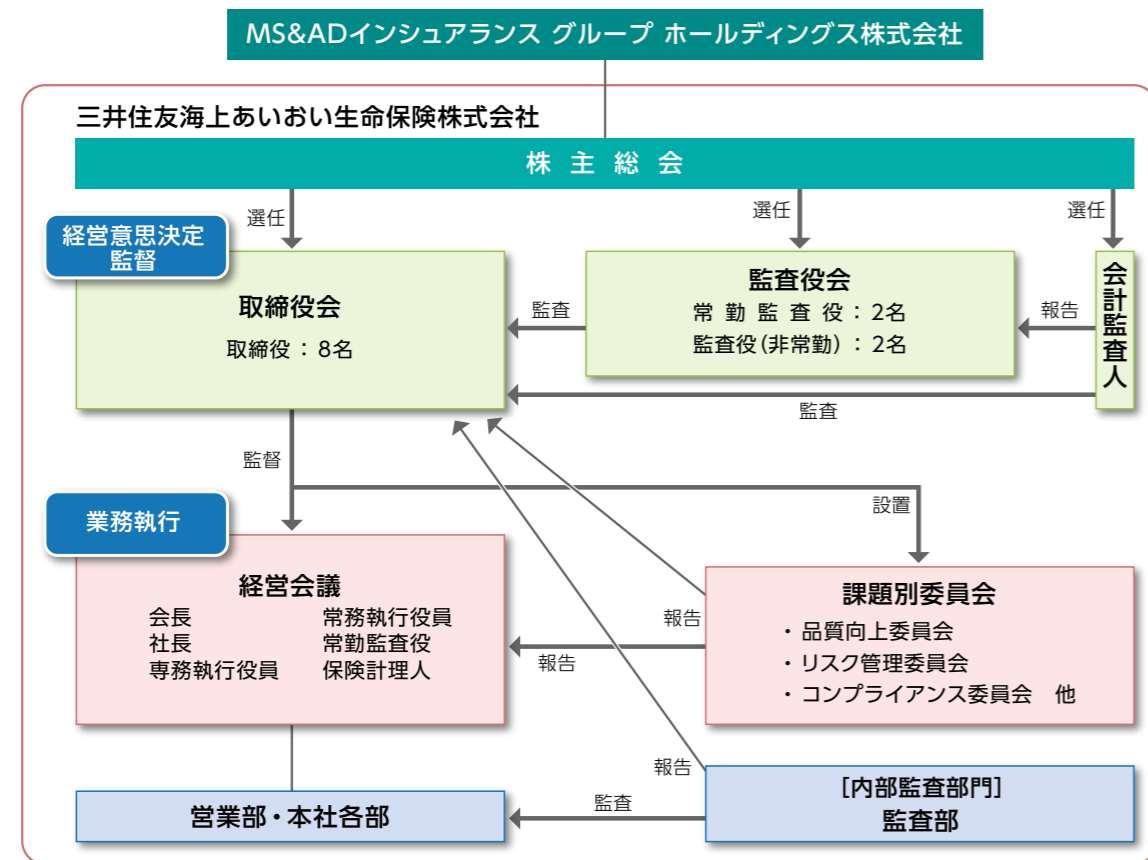
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・議論を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレートガバナンス体制図】

2012年4月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入する。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」の周知徹底を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを定期的に確認する。なお、危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。

5. 内部監査の実効性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象

として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。

6. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

役員職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程に従い、取締役および執行役員職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役会事務局を設け担当する従業員を置く。監査役会事務局の組織変更、当該従業員の人事異動および懲戒処分を行うにあたって監査役会の同意を得るほか、当該従業員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、これらの報告事項について監査役会に直接報告できるものとする。
- (3) 監査役が、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

8. 当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
- (2) 当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。当社では、当社全体のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5カ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

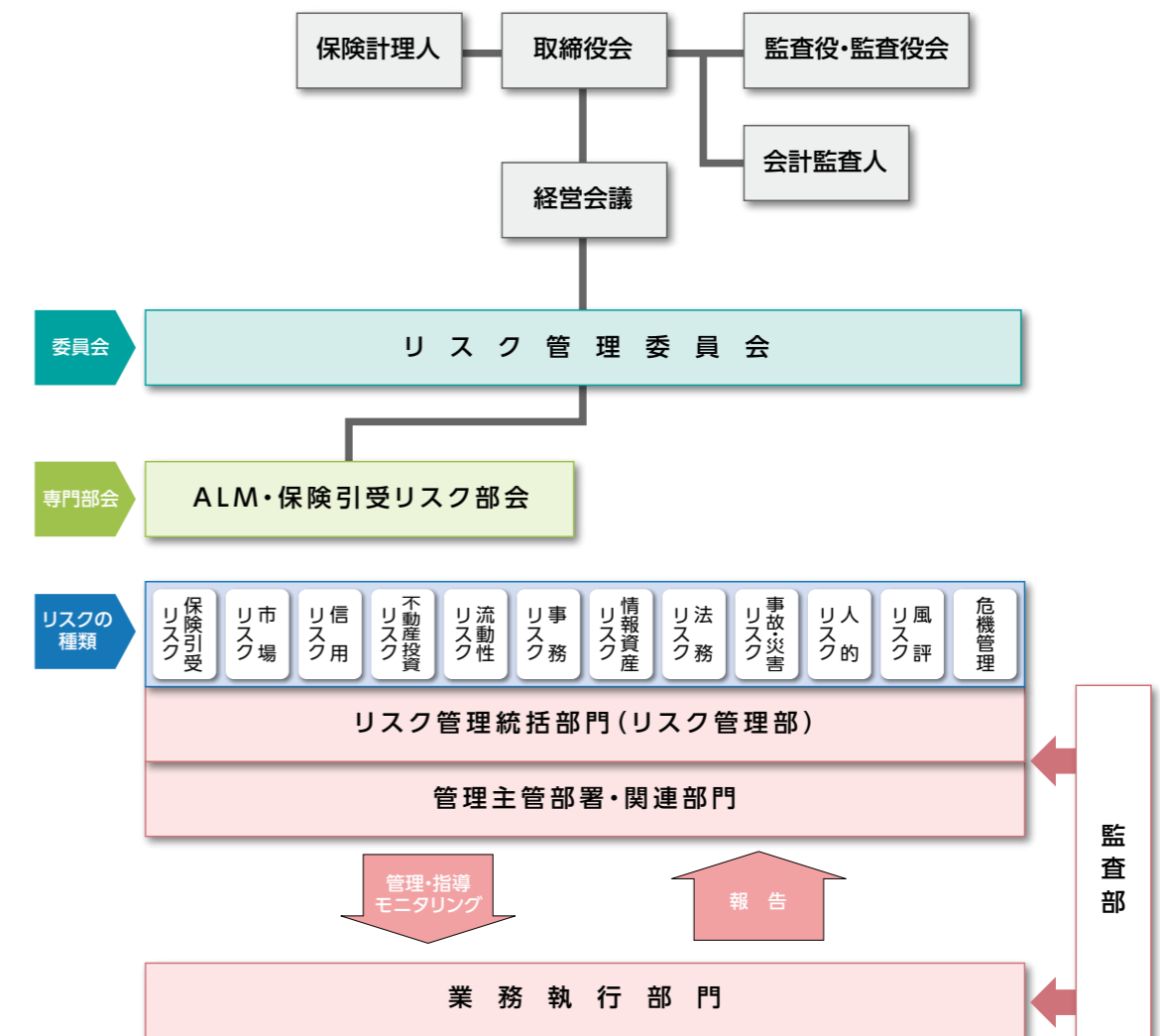
- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 本人確認、疑わしい取引、反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報漏洩に係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレス・テストの実施について〉
 市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。
 テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。
 また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉

本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規定、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針
 取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法
 財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 監査法人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)
なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

内部監査態勢

〈目的と要員態勢〉

当社では、取締役会が決定した「内部監査方針」によって内部監査態勢の整備について定め、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。

監査部には、2012年4月1日現在で18名の要員が配置されています。営業・管理・運用・システム・保険金等各部門の業務経験を有する要員を配置し、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

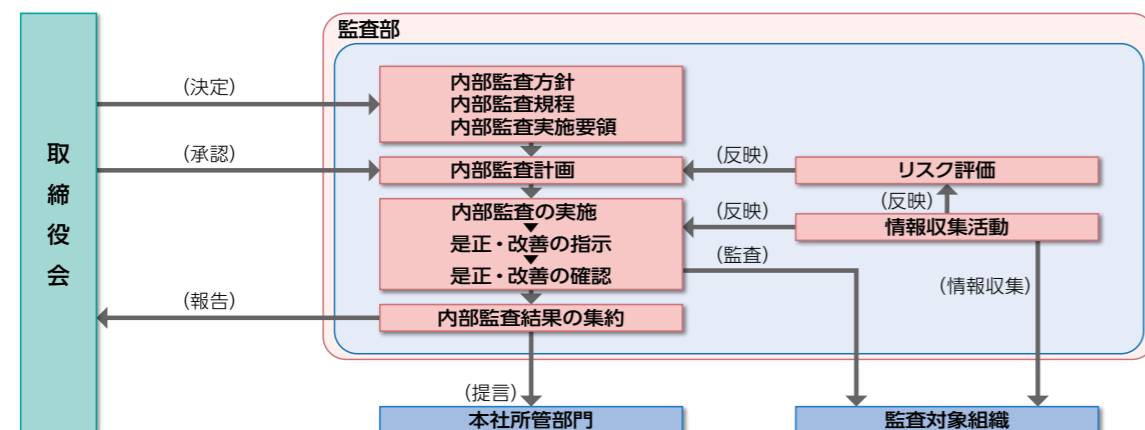
〈内部監査の実施〉

監査部は、内部監査に係る基本的な事項について取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査実施要領」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を促し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取り締り報告しています。

〈内部監査の全体像〉



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。(以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。)

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じてまいります。また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。なお、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に依りて利用目的を限定するよう努め、申込書・告知書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の審査、引受、履行、管理
- (2) 再保険契約の締結および再保険金の請求
- (3) 当社のほかMS&ADインシュアランスグループ傘下の各社(以下、これらの会社を「グループ会社」といいます。)の商品サービスの案内・提供
- (4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
- (5) 市場調査および保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6) 生命保険募集人の受検・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理
- (7) その他保険に付随・関連する業務、またはお客さまのお取引等の適切かつ円滑な履行

3. 個人データの第三者への提供

- 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先等に提供する場合
 - (3) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合
 - (4) グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。

5. グループ内での共同利用

- (1) MS&ADインシュアランスグループでは、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で個人データを共同利用することがあります。

- (2) MS&ADインシュアランスグループでは、グループ会社が取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。
- (3) MS&ADインシュアランスグループでは、代理店の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを、MS&ADインシュアランスグループの国内保険会社間で共同利用することがあります。

6. 情報交換制度等について

- (1) 当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データを共同利用します。
- (2) 当社は、生命保険募集人の受検・委託・登録・管理を適切に運営するため、社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 機微(センシティブ)情報および個人信用情報の取扱いについて

当社は、機微(センシティブ)情報および個人信用情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

8. 開示、訂正等のご請求

ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

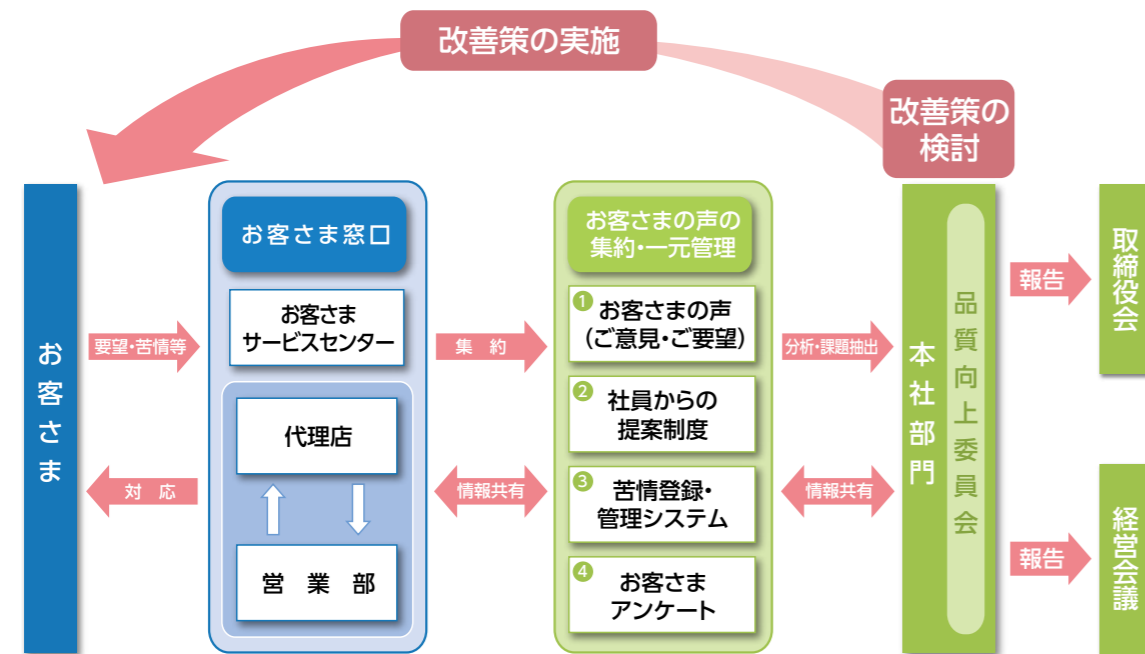
お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望等)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取り組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。

お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 社員からの提案制度による改善取り組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。同制度は、当社社員が持つアイデアやお客さまや

代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2011年度 提案数:275件うち、147件について改善済または改善予定。
(旧三井住友海上きらめき生命、旧あいおい生命、三井住友海上あいおい生命の合計)

(3) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の原因」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・

丁寧に対応する仕組みを整えています。また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2011年度 苦情件数: 6,732件
(旧三井住友海上きらめき生命、旧あいおい生命、三井住友海上あいおい生命の合計)
苦情件数の内訳は、P.89をご参照ください。

(4) お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

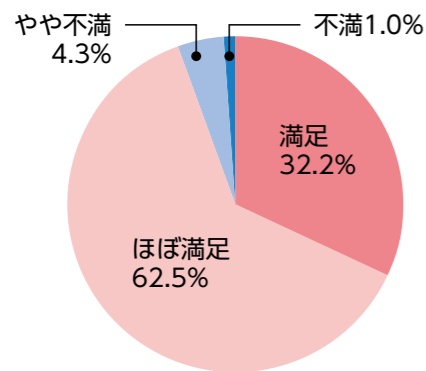
【お客さまアンケートの主な内容】

	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	ご契約内容を定期的にご確認いただくために、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」に同封	商品・サービスや代理店・取扱社員の対応・サービス等ご契約全般の満足度について	約4.8万通 送付数約140万通 旧あいおい生命契約：2011年9月実施 旧三井住友海上きらめき生命契約：2011年10月実施
ご加入手続きのアンケート	「保険証券」に同封	申込書・パンフレット・保険証券等の分かりやすさに対するご意見や、手続き全般の満足度について	3,696通 送付数70,505通 2011年11月～3ヶ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類に同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き完了までの期間・手続き全般の満足度について	2,326通 送付数5,452通 旧三井住友海上きらめき生命契約：2011年8月～1ヶ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」に同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払までの期間、手続き全般の満足度について	2,566通 送付数9,720通 2011年12月～3ヶ月間実施

【ご契約者へのアンケート結果 抜粋】

※下記は、旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の合計です。各社の詳細は下段表のとおりです。

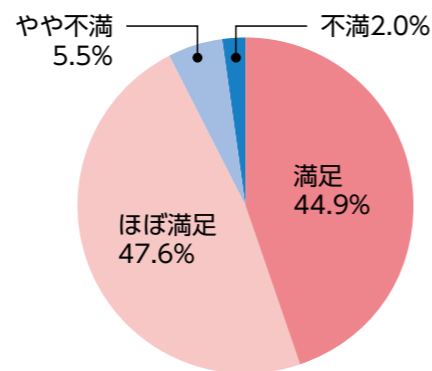
当社の商品・サービスへの満足度



旧三井住友海上きらめき生命

項目	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	合計
割合	31.9%	62.3%	4.7%	1.1%	100.0%

代理店・取扱社員の対応・サービスに対する満足度



旧三井住友海上きらめき生命

項目	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	合計
割合	45.8%	46.7%	5.4%	2.1%	100.0%

旧あいおい生命

項目	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	合計
割合	32.5%	62.7%	4.0%	0.8%	100.0%

旧あいおい生命

項目	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	合計
割合	44.2%	48.4%	5.6%	1.8%	100.0%

お客さまの声を活かした改善例

※新商品の開発については、P.90「Ⅲ.6.新規開発商品の状況」をご参照ください。

お客さまの声	改善例
<p>CD-ROM約款には、すべての保険商品の約款が収録されており、情報量が膨大でどこを見ればよいかわかりにくい。</p>	<p>お客さまが知りたい情報にスムーズにたどり着ける画面構成に変更し、各画面で表示する項目数を抑えるなど、お客さまの利便性とわかりやすさの向上を図りました。これらの工夫により、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会（以下、UCDA）より「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」ご契約のしおり・約款として、生損保業界を通じて初めて「UCDA認証」を取得しました。 ※詳細はP.55「重要なことをわかりやすく提供する取り組み」をご参照ください。 (2011年10月実施)</p>

お客さまの声	改善例
<p>商品パンフレットを読みやすくしてほしい。</p>	<p>合併を機に、お客さまにとって分かりづらい用語を見直したり、文字を大きくするなどの工夫を行いました。文字の書体はユニバーサルデザインフォント^(※1)を使用し、色はカラーユニバーサルデザイン^(※2)を採用することで、読みやすく・見やすいデザインを心がけました。これらの見直しにより、「&LIFE 新医療保険α」のパンフレットが、UCDAより「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。 ※詳細はP.50「&LIFE 新医療保険α」商品パンフレットが「情報のわかりやすさ賞」を受賞」をご参照ください。 (2011年10月実施)</p>

(※1) (※2)

「ユニバーサルデザイン」とは、「できるだけ多くの人々が利用可能なこと」を目的としたデザインです。一般の方はもちろん、お年寄りや障がい者の方、外国人の方など皆が生活するうえで「見やすい」と思えるよう、フォント(書体)やカラー(色)などに取り入れられています。最近では高速道路の標識をはじめ、公共機関の案内板にも採用されることが増えてきています。

お客様の声

契約者貸付をもっと利用しやすくしてほしい。

改善例

2回目以降のご利用について、旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の有利なサービスを採用し、次のようにお客さまの利便性向上を図りました。

- 貸付限度額を1万円以上に変更しました。(従来は5万円以上<旧三井住友海上きらめき生命>)
- 2回目以降のご利用の個人のお客さまの場合、お客さまサービスセンターにお電話をいただくだけでお手続きが完了するようにしました。(従来は書類での申込みが必要<旧あいおい生命>)

※ご利用にあたっては一定の条件があります。

(2011年10月実施)

携帯電話で保険料のクレジットカード支払手続きができるのに、スマートフォンでできないのが不便。

従来の携帯電話を使用した手続きのほか、スマートフォンやタブレット端末でのクレジットカード支払手続きが可能になりました。

(2012年4月実施)

お客さま品質No.1運動の推進

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に取り組む「お客さま品質No.1運動」を、全社的に展開しています。

すべての職場で、「品質向上」に関わる各々の職場での課題と解決策を話し合い、改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。

職場で解決できない課題は、社員提案制度(「お客さま品質No.1投稿BOX」)を通じて所管部門に提案し、所管部門は改善に向けて検討を行っています。

年度末には、各職場での取り組みについてノウハウ・情報交換会を開催し、社員の「品質」に対する意識向上と好取り組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。

これらの取り組みは、社員の働きがいや生産性向上を目指す「NEWワーク・スタイル」の取り組みとの一体推進を行っています。

※「NEWワーク・スタイル」については、P.48「NEWワーク・スタイルとは」をご参照ください。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、今般「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。

今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取り組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客様の声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランスグループの経営理念およびMS&ADインシュアランスグループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の原因」とします。

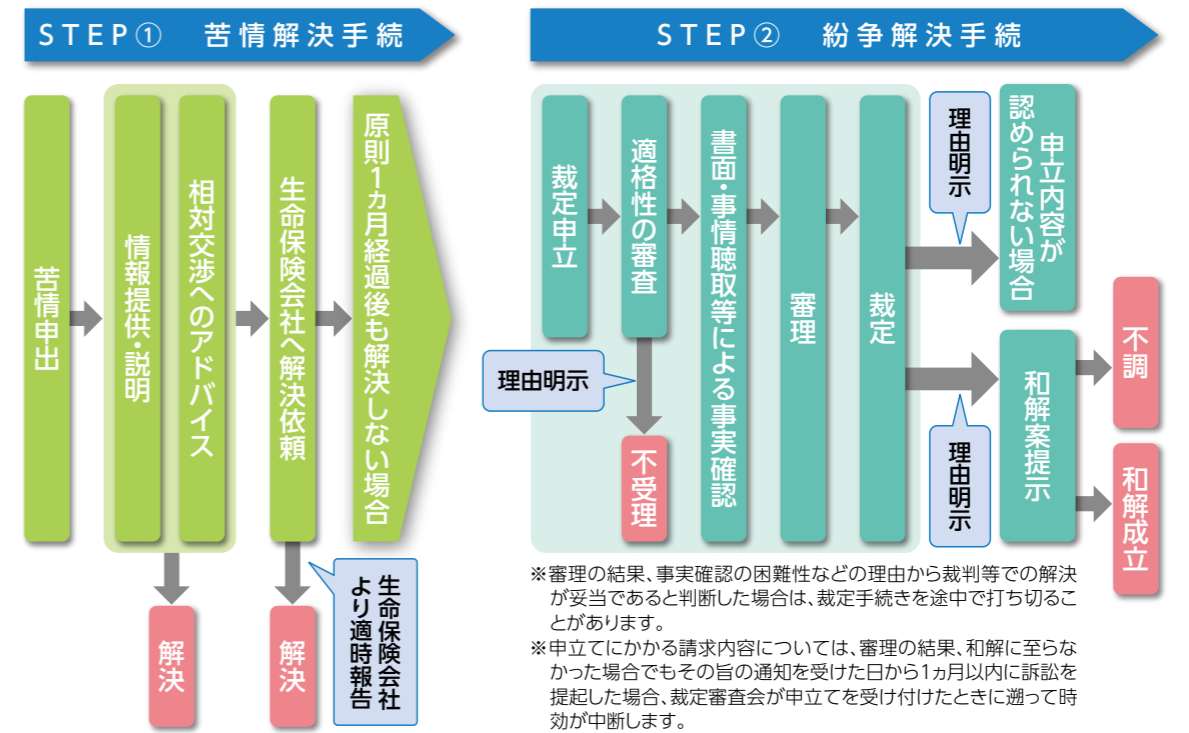
また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について ～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確実に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
 - 「社団法人 生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
- (1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所
TEL:03-3286-2648
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情(含む紛争)対応に関する取り組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画に従って取り組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情等の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取り組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 佐々木 静

(2011年10月1日制定)

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客様の立場に立った商品販売に努めます

- お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客様のご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間に於ける各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

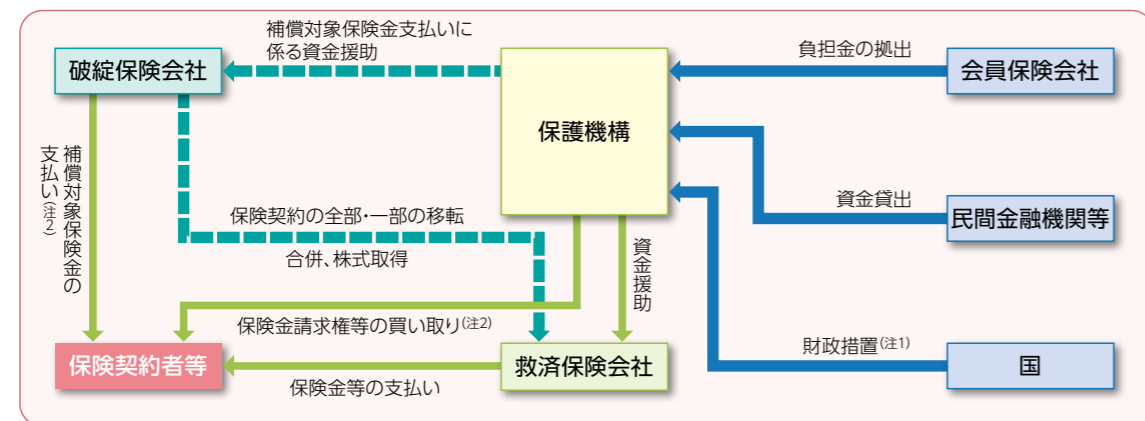
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

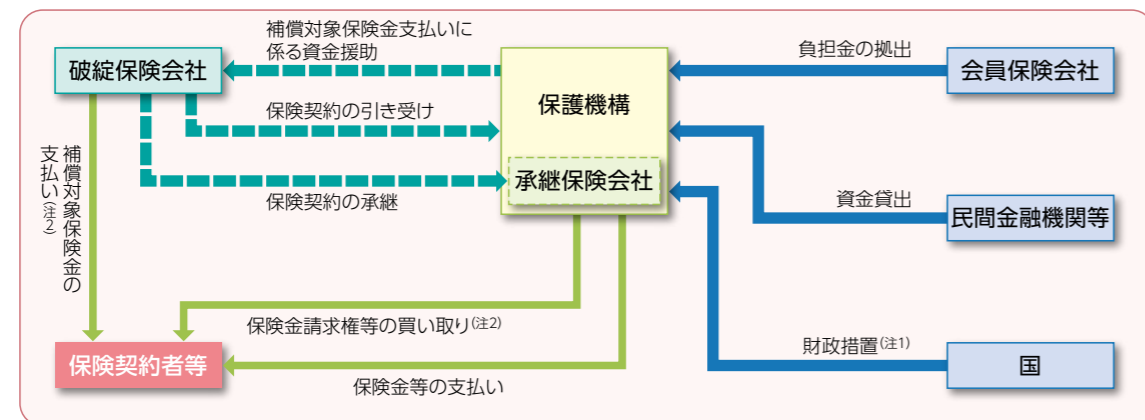
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
 TEL : 03-3286-2820
 受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00
 ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社の誕生

当社は、2011年10月1日に三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社が合併し、社名も新たに三井住友海上あいおい生命保険株式会社としてスタートしました。「企業価値向上を支える人財の育成」をベースに、「品質の向上」、「商品・サービスの提供」、「事業基盤の拡充」を通じて、持続的な成長と収益力の向上を実現し、損害保険会社系列の生命保険会社で最も優れたビジネスモデルを創り上げていきます。

また当社キャラクターとして、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指して、さまざまな広告・宣伝活動も展開しています。



ラスカル
©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.



桐谷美玲さん

NEWワーク・スタイルについて

NEWワーク・スタイルとは

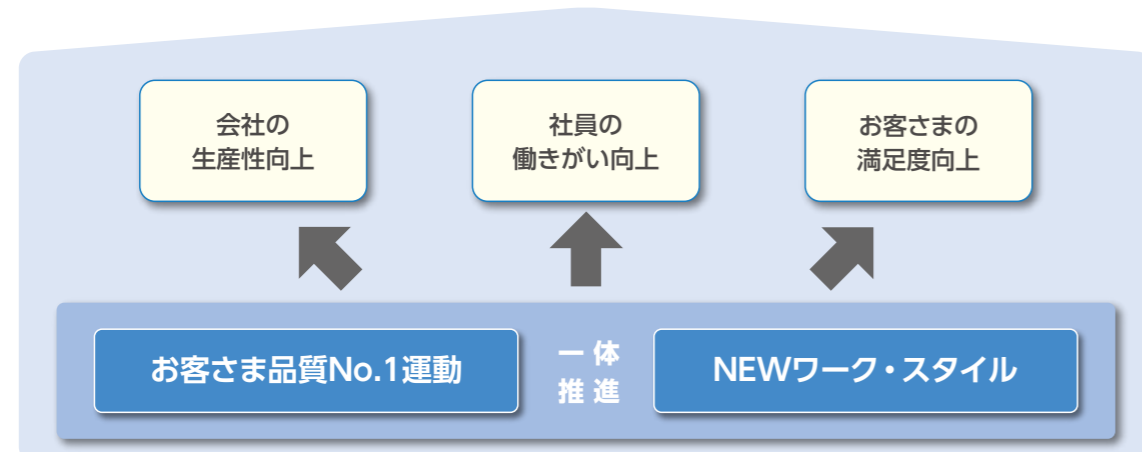
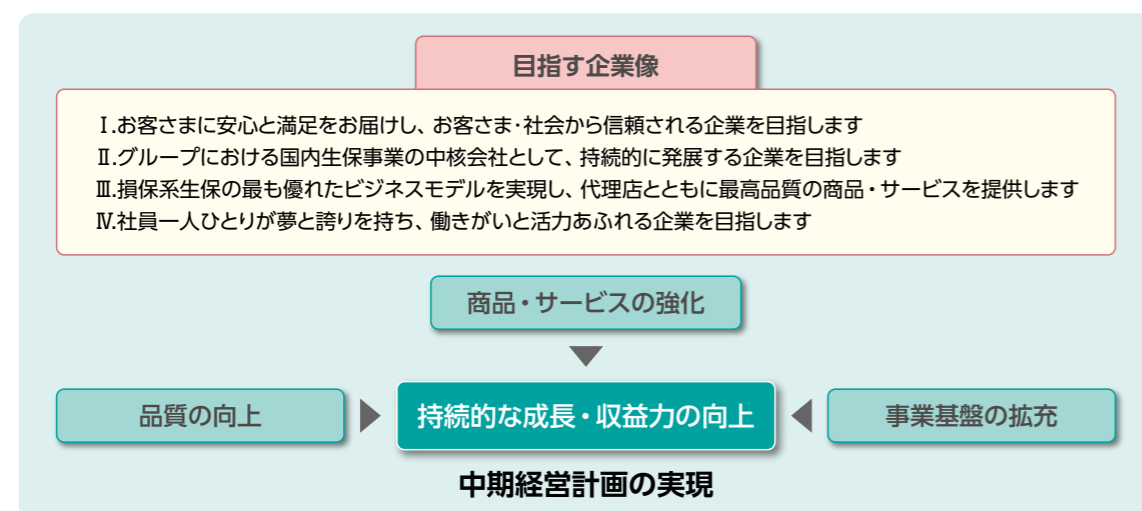
各組織のあるべき姿とそれに向けた課題をメンバー全員が共有し、その解決に向けて、業務の効率化、業務のレベルアップ、業務領域の拡大、スキルアップに全員で取り組み、社員一人ひとりの「働きがい」や「組織の生産性」を高め、「目指す企業像」を実現する取り組みです。

〈働きがいの向上〉

- 働きがいのある仕事、自分の強みを最大限に発揮できる仕事をする事が、働きがいにつながっていくものと考え、社員全員がこのような働き方を目指すことで、活気に満ちた会社にしていく。

〈組織の生産性の向上〉

- MS&ADグループの真の中核企業、社会に知名度と存在感のある企業、社外から賞賛される企業、当社に関わる誰もが誇りを感じることでできる企業となるために、社員一人ひとりがプロフェッショナルになり、仕事の質と生産性を高めることで、抜群の競争力と先進性を持つ企業を目指す。



NEWワーク・スタイルの推進

2011年度から2013年度の中期経営計画は合併によるシナジー効果を最大限発揮し、商品・サービスの強化、品質の向上、事業基盤の拡充によって持続的な成長と収益力の向上を実現することとしています。これら企業価値向上は人財の育成によって支えられるものと考え、プロフェッショナル人財の育成につながるNEWワーク・スタイルを全社で推進していきます。

〈推進体制〉

人事総務部が主管し、関連各部と連携して全社的な推進活動を行っています。2012年度からは会社全体の品質向上のための取り組みである「お客さま品質No.1運動」と一体推進を行っています。

トピックス

商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、10商品を対象とした個人向け商品ブランドです。

『人生で会おうたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る』そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品	
積立利率変動型終身保険	新医療保険α
積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	一時払終身医療保険(低解約返戻金型)
無解約返戻金型総合収入保障保険	新ガン保険α
収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)	こども保険
無解約返戻金型逓減定期保険	個人年金保険



<ブランドメッセージ>
 私たちは生命保険の新しいブランドをつくりました。
 人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
 名前は、「&LIFE (アンドライフ)」。
 いつでもお客様のそばにいて全力でささえていく。
 『&LIFE』は、お客様と大切なご家族の毎日を、輝く未来につなぐ生命保険の新ブランドです。

お客様のさまざまなニーズにお応えできるよう、万が一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

「&LIFE 新医療保険α」商品パンフレットが「情報のわかりやすさ賞」を受賞

商品パンフレットの「わかりやすさ」が高く評価され、2012年5月、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※が主催する「UCDAアワード2012」において、「&LIFE 新医療保険α」商品パンフレットが「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

※一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

ご契約者さま専用 無料電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客様とご家族の皆さまへ、健康・医療、介護、育児、暮らし等に関するお悩みについて、無料電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。

保険金・給付金等をお支払いすることによる経済的なサポートを行うだけでなく、お客様のお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客様の生活を応援したいと考えています。



カテゴリ	概要	サービスメニュー
健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 年中無休24時間体制で、健康や医療に関するご相談に看護師等、専門の相談員がお応えします。さらに状況に応じて専門医との電話相談、症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行等のサービスを提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師相談 ・メディカルオペニオンサービス ・おくすり相談 ・医療機関総合情報提供 ・紹介状発行サービス ・人間ドック紹介 ・PET検診紹介 ・脳ドック検診紹介 ・ヘルスチェックサービス ・脳卒中専門相談 ・メンタルヘルス相談
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児や妊娠中の悩み、子育てに関するご相談にお応えします。 ● 公的介護保険の仕組みに関することや要介護状態になった場合の介護方法等のご相談、お近くの介護サービス事業者等の介護関連情報にお応えします。 ● 弁護士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士の専門家のバックアップのもと、日常生活上のトラブル相談にお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・子育て相談 ・暮らしのトラブル相談 ・税務相談 ・年金・資産運用相談 ・社会保険労務士相談 ・暮らしの情報提供 ・介護相談 ・介護・福祉総合情報提供
家事代行業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が病気やケガで手術されたり、お亡くなりになったとき、家事代行業者をご紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事代行業者紹介

※サービスの内容、時間等は2012年7月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合があります。
 ※サービスは提携会社を通じて行います。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。日々進化する医療について「正しく知ること」。そして、望む治療を経済的な理由であきらめないように「備えること」。そのお手伝いをすることも真に役立つ生命保険会社として、大切な社会的使命の一つだと考えています。

最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」の開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を開催しています。2012年3月末までに、全国各地で延べ124回開催し、18,000人をこえるお客さまに聴講いただきました。健康と医療について、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。



冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な6種類の先進医療技術*について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。

代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。

*がんの重粒子線治療、がんの陽子線治療、がん免疫細胞療法、血管新生療法、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術、ロボットを用いた冠動脈バイパス手術 (2012年4月当社調べ)



(ガイドブック)

映像DVD「先進医療を知る」

冊子「先進医療を知るガイドブック」をより視覚的にご理解いただけるDVDです。治療方法や治療の様子、治療器具、各種データ、医師のインタビューなどを交えて解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



(がんの陽子線治療)

医療情報ショートムービー「粒子線治療編」

先進医療技術の中でも関心の高い「粒子線治療」をわかりやすく約5分で解説している動画です。治療を受けられた患者さんの体験談や、街頭インタビューを取り入れており、お客さま自身が「どのような治療を受けたいか」を考えていただける内容となっております。



ホームページでの情報発信

先進医療.net (先進医療ドットネット)

<http://www.senshiniryoyo.net/>

先進医療の情報を誰もが閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。



先進医療ナビ

http://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を誰もが調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

脳卒中セミナーの開催

社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「脳卒中セミナー」を開催しています。

脳卒中は後遺症に悩む方が多く、寝たきりの最大の原因です。多くのお客さまに脳卒中に関する正しい知識を知っていただくことにより、脳卒中への「予防」と「備え」に理解を深めていただくことに努めています。



受講者
累計8,000名
(2012年3月末現在)

「脳卒中週間(5/25～31)」での取り組み

同協会が定める「脳卒中週間」に、全国の生保課支社および代理店でポスターの掲示を行い、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及に努めるとともに、上記セミナーでの啓発活動を広く行いました。



脳卒中Report

<http://www.senshiniryoyo.net/>

脳卒中に関する情報を閲覧できる情報発信型のWEBサイトです。処置が遅れると重い後遺症が残る脳卒中のことをお客さまに知っていただくため、予防法から最新治療法までを詳しく紹介しています。

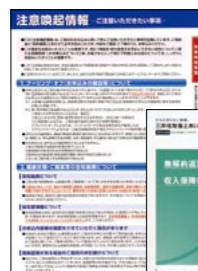


ご契約時のご案内



お客様の多様なニーズにあった保険商品をご提供するために、取扱商品についてまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご提供しています。
また、お客様が保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要」を必ずご説明のうえお渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。



保険金等をお支払いできない場合等のお客様に不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を、ご契約についての重要事項・諸手続き等のお客様にお知らせすべき事項やご契約についての取り決めを記載した「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご説明のうえお渡しして、お客様に重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

お客様のニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客様が最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくのです。



当社・代理店

重要なことをわかりやすくご提供する取り組み

お客様の利便性向上への取り組みの一環として、重要なことをわかりやすくご説明し、十分にご理解いただくために、お客様向け説明資料の改善を行いました。

(1) CD-ROM約款の取り組み

当社では、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を行っています。「CD-ROM約款」では、お客様にとっての利用品質を重視し、高い利便性とより一層のわかりやすさを追求しています。情報の検索性を向上させるとともに、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客様の負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインを新たに開発しました。

- ※1：団体保険を除きます。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特徴と仕組み、諸手続き等お客様に知っていただきたい重要事項を記載しているお客様向け説明資料です。
- ※2：お客様のご希望により「CD-ROM約款」「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



CD-ROM約款



トップ画面

(2) 保険業界で初めて、UCDA認証を取得

お客様にとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすい」ご契約のしおり・約款として、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※3より「UCDA認証」を取得しました。本認証の取得は、保険業界を通じて当社が初めてとなります。

- ※3：一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社にご契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社にご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われないうちは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお支払いいただきます。なお、払込期月中にお支払いがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) 積立利率変動型終身・積立利率変動型終身(低解約返戻金型)、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2012年4月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年4月5日

② ご契約の復活

万一、保険料のお支払いがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、無選択タイプの契約を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお支払いいただけなかった保険料等を当社所定の期日までにお支払いいただくこととなります。ただし、ご契約を解約された場合や健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

(5) 保険料のお支払いが困難になったとき

保険料のお支払いが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料のお支払いができないとき	<p>保険料の自動振替貸付制度(お立替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お支払いの猶予期間が過ぎても保険料のお支払いがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。(制度の概要) ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取り扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払い時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお支払いを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	<p>払済保険への変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 <p>延長保険への変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお支払い額を少なくされたいとき	<p>保険金額、入院給付金日額等の減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお支払い額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されると、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」、「ご契約の申込日」、または「第1回保険料(相当額)の払込日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みを撤回することができ、この場合にはお支払いいただいた金額をお返しします。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

商品ラインアップ

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「積立利率変動型終身保険」・「定期保険」・「収入保障保険」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険α」・「新ガン保険α」で保障を確保できるほか、「積立利率変動型終身保険」などの死亡保障商品へ各種特約を付加してご準備いただくことも可能です。

また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。

法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」・「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 積立利率変動型終身保険 ●&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型) 	<p>一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険 	<p>高齢化社会にふさわしく、保障は一生続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要なときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。 ※保険料のお払い込みは「一時払」のみの取り扱いとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	<p>保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。 なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●定期保険 	<p>死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●低解約返戻金型定期保険 	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。 解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●無解約返戻金型定期保険 	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。 個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 収入保障保険 	<p>死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 総合収入保障保険 	<p>死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。 なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 通増定期保険 	<p>保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●通増定期保険 	<p>保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p>

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険 	<p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険 	<p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE こども保険 	<p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 新医療保険α 	<p>日帰りの入院から長期の入院まで保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約を付加することにより、三大疾病や女性特有の病気による入院、差額ベッド費用、先進医療の治療費、脳卒中による入院・後遺症継続時の一時金、ガン診断時の一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 一時払終身医療保険 	<p>保険料を一時払でお支払いいただく医療保険で、一生にわたり医療保障が続きます。&LIFE 新医療保険αと同様、日帰り入院から長期の入院まで保障し、手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合の保障、さらに特約を付加することで差額ベッド費用や先進医療に対する保障が得られます。また、被保険者が死亡された際は一時払保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 新ガン保険α 	<p>ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。また、特約を付加することにより、ガン診断時の一時金、差額ベッド費用、ガン入院後の退院(在宅療養)時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 個人年金保険 	<p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お支払いの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険専用の特約	こども医療特約
&LIFE 新医療保険α専用の特約	室料差額給付特約α、先進医療特約α、三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、脳卒中治療支援特約α、ガン診断給付特約α
&LIFE 一時払終身医療保険専用の特約	一時払室料差額給付特約、一時払先進医療特約
&LIFE 新ガン保険α専用の特約	ガン診断給付特約α、ガン室料差額給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、ガン死亡保障特約α

(3) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。

ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払い込みについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座振替予定のご案内 ● 保険料口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動更新のお知らせ ● 積立利率変動のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

インターネットでの各種照会・お手続き等

当社ホームページ上で、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申し出等の各種照会・お手続きを行うことができます。

<http://www.msa-life.co.jp>



ご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会※
- 保険料控除証明書の再発行手続き※
- 住所変更手続き
- 保険金・給付金、改姓・口座変更のお申し出
- 給付金請求書類の取り出し
- 保険証券再発行のお申し出
- 各種お問い合わせ

※当社ホームページ内のお客さまWebサービス(個人のお客さま専用のサービス提供サイト)に別途ご利用登録(無料)が必要です。

ご契約内容に関するお手続きについて

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

お手続き・お問い合わせ窓口

お客さま専用電話(無料)
0120-324-386

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

お手続き、お問い合わせの例

- 入院したので給付金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約者貸付を受けたい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。

全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページでもご覧いただけます。

(2) ホームページ

当社ホームページではお客さま向けに、商品やサービス、会社概要やニュースリリース、資料請求、各種お問い合わせなどについてご案内しています。

URL: <http://www.msa-life.co.jp>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



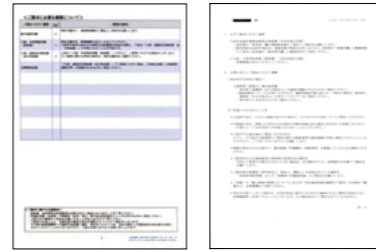
ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1) ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。

また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。



〈ご請求に必要な書類について〉

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから3ヵ月後にお手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、お電話によるご請求の確認を行っています。



〈保険金・給付金のご請求について〉

(2) ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。

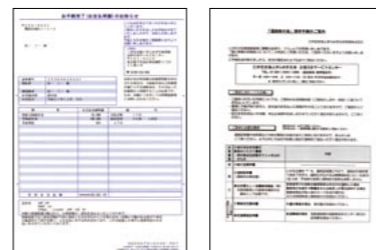


〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3) お支払い時のご案内

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内を同封しています。

その後ご請求のないお客さまには、上記のご案内から3ヵ月後にお手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、お電話によるご請求の確認を行っています。



〈「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」と同封する「通院給付金」請求手続きのご案内〉

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さま毎に迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

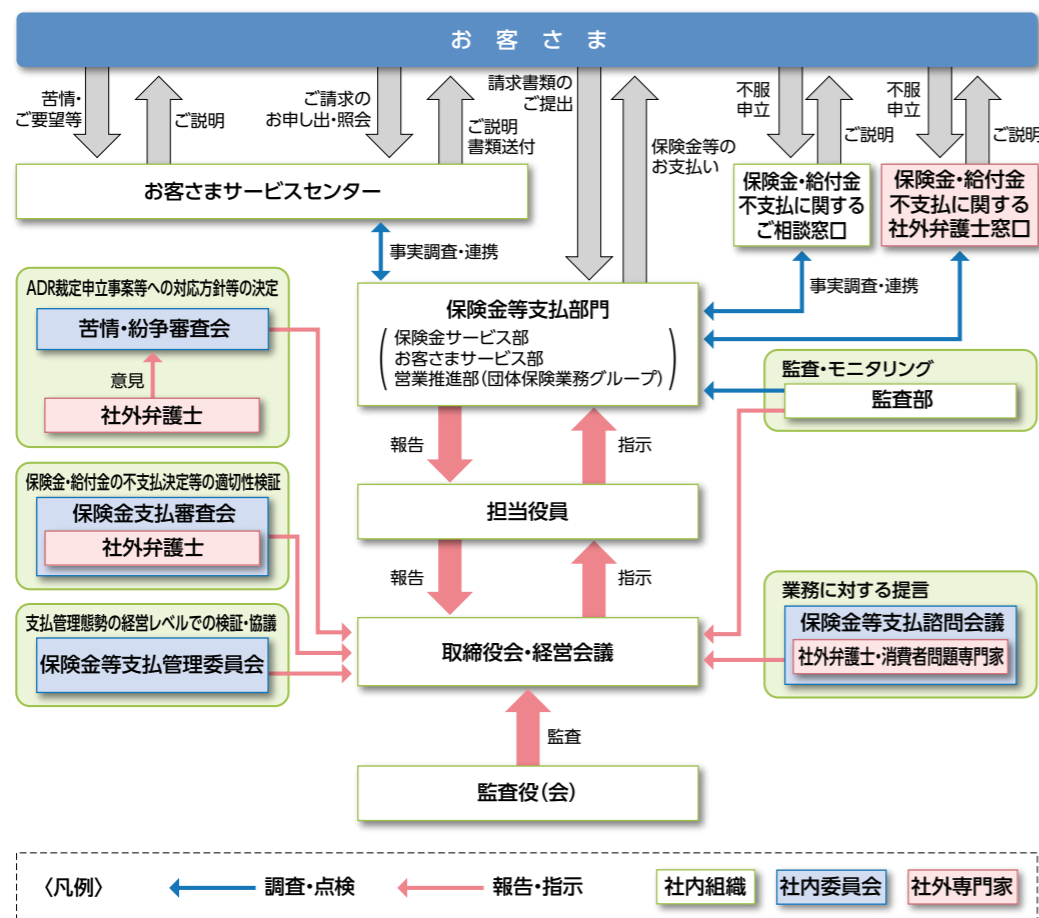
また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等の支払に関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取り組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「保険金等支払管理委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内を設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社の間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

【当社の保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2011年度において約7.3万件、289億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2011年度)

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	2,848件	69,938件	72,786件
お支払い金額	20,172百万円	8,682百万円	28,854百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が2,836件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2011年度)

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	10件	316件	326件
重大事由解除	1件	0件	1件
免責事由該当	105件	17件	122件
支払事由非該当	67件	2,320件	2,387件
合計	183件	2,653件	2,836件

※上記件数については生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
 ※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考：用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
 保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
 保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
 保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
 責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

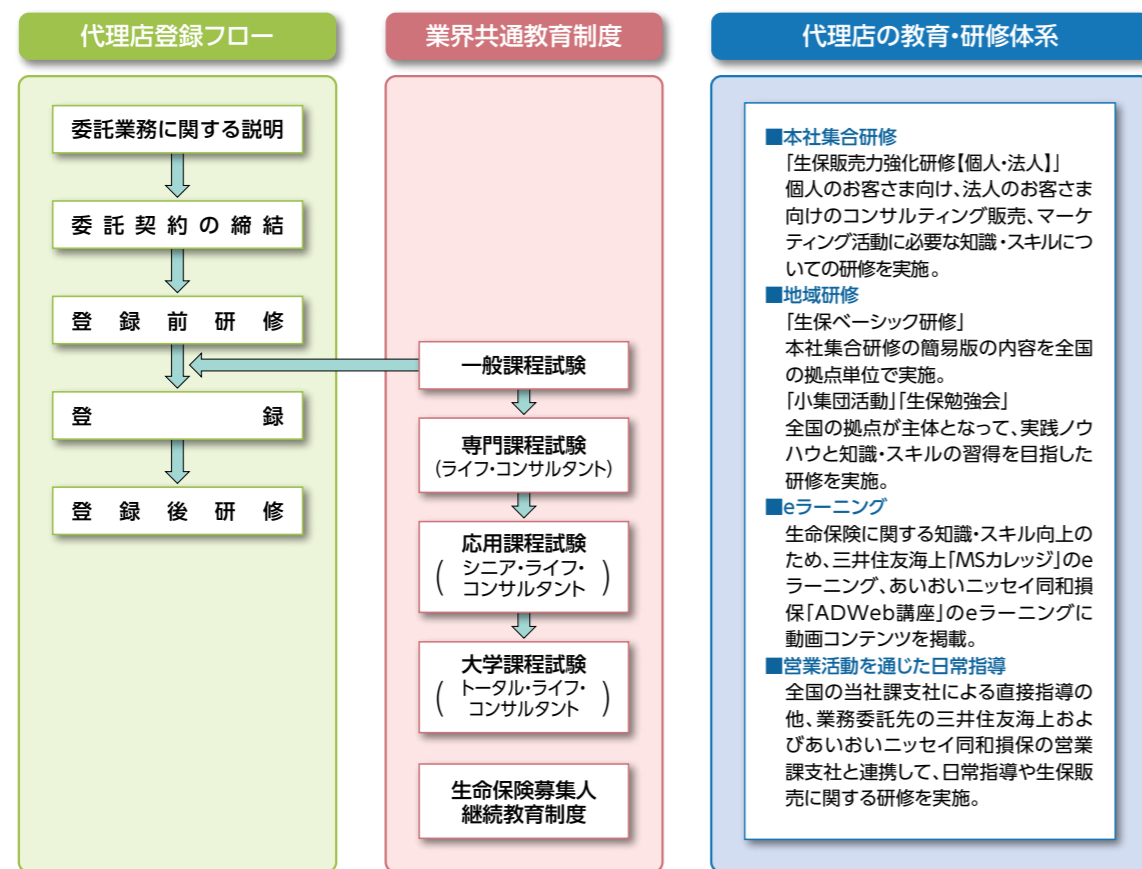
代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

- 生命保険販売に関する商品知識、周辺知識を持ち、お客さまに信頼されている
- 「お客さま基点およびお客さまのニーズに沿った」提案活動ができる
- 事務・コンプライアンス面(募集ルールの遵守)において代理店業務が自己完結できる
- 生命保険販売活動を定期的かつ継続的に実践している
- 生命保険販売に関する経営方針・ビジョンが確立されている
- システム活用ができています

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。

当社では「お客さま基点」の適正な募集活動を自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、企業品質の一層の向上を目指しています。

研修では、適正な募集活動に必要な知識の習得や、セールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入するなど、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えするスキルの習得と向上を重視しています。

FC社員・LIM社員について

FC(フィナンシャル・コンサルタント)社員、LIM(ライフ・インシュアランス・マネージャー)社員は、生命保険販売のプロフェッショナルです。お客さまのご希望や潜在的なニーズを分析して、独自に開発したコンサルティングソフト「ライフプランNavi」を活用するなど、お客さまの人生設計(ライフプラン)に相応しい最適な保障のご提案を通じて、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としています。

FC(フィナンシャル・コンサルタント)社員とは

FC社員は、もっぱら未取引のお客さまに、最高品質のフィナンシャル・コンサルティング・サービスを提供することをミッションとしています。保障の大切さをお伝えし、長期にわたる信頼関係の構築を目指して活動しています。

全国主要都市に設置された14のFCオフィスに所属しています。

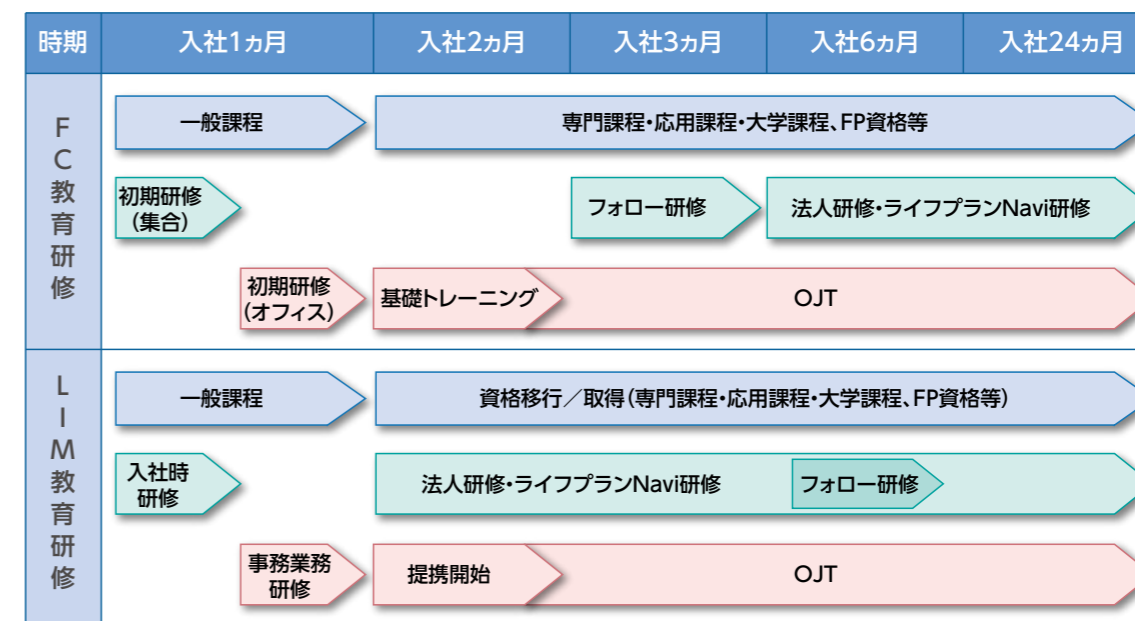
LIM(ライフ・インシュアランス・マネージャー)社員とは

LIM社員は、生命保険販売のプロとして身につけた税務・金融などの幅広い知識・高い業務品質を生かして、もっぱら損害保険代理店のお客さまに対する、代理店との共同募集を主体に活動しています。全国各地の生保支社に所属しています。

(2012年6月現在)

	FC社員	LIM社員
社員数	186名	123名
所属	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、横浜、福岡などのFCオフィス(全国14オフィス)	各地の生保支社(全国29支社)

【FC/LIMの教育体系】



社会貢献活動

社会貢献活動やスポーツ支援、環境保護活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献し、社会やお客さまから信頼される企業でありたいとの理念のもと、さまざまな活動を行っています。

いのち・医療に関する活動

お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。

先進医療を解説した冊子やDVDの製作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として社団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中プロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。(詳しくは52・53ページをご参照ください。)

子宮頸がん検診の普及・啓発活動

子宮頸がん検診の普及・啓発活動に取り組み、お客さまや地域社会の皆さまの健康と幸福のお役に立ちたいと考えています。

「唯一予防できるがん」である「子宮頸がん」について、日本における検診受診率向上にむけて、定期検診の重要性・ワクチンによる予防などについて説明した情報誌「Cervix (サーヴィックス) ～子宮頸がんにならないという選択～」をお配りしています。



世界の子どもにワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE (アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へ寄付しています。2011年度は、ポリオワクチン6万9千人相当分を寄付しました。



©JCV

認定NPO法人
「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」
 ユニセフやWHO、途上国の医療機関と連携しながら、ワクチンさえあれば予防可能な感染症で、子どもたちが今でも生命の脅威に曝されている途上国に、ワクチンを贈ることを目的に募金活動を行っているNPO法人です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、被支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
 ホームページURL: <http://www.jcv-jp.org>

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでいます。この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものであり、横浜市の目指す「市と企業・市民の協働取り組み」のひとつとなっています。



障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでいます。



	2009年度	2010年度	2011年度
実施回数	4回	7回	6回
作業所製品販売総額	222,810円	319,920円	349,390円
販売ボランティア参加人数(延べ)	19名	27名	87名

社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「老人福祉施設の訪問ボランティア」「地域の清掃活動」「チャリティバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。

取組テーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティ商品の購入、震災復興支援活動などとしています。

2011年度は、この活動によるポイント総数に応じた額をNPO法人「がんサリボンズ」に寄付し、がん治療中の女性をサポートする活動を支援しました。

スポーツ振興

当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。
サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

視覚障がい者柔道

当社には、米田真由美選手・田中亜弧選手の2名が在籍し、国内外の大会に出場し、活躍しています。2011年度は、第26回全日本視覚障害者柔道大会の女子63kg以下合同個人戦に出場し、田中選手が準優勝、米田選手が第3位の成績を収めました。



障がい者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、NPO法人日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加したほか、試合の様子をインターネットで中継し、多くの皆さまにご覧いただきました。

URL: <http://www.i-project.jp/stand/mobachoo/judo/aj/2011/>



サッカー

当社は、日本女子サッカー1部リーグ(なでしこリーグ)に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。また、このチームに所属する清水由香選手・河村真理子選手の両名が、当社に在籍しています。2011年度のリーグ戦の試合結果は、全16試合で5勝1分10敗・勝ち点16で第7位の成績でした。今後も両選手をはじめ「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。



©JEF UNITED

その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。またMS&ADインシュアランスグループの企業が一体となって、環境・社会福祉活動、各種寄付などの取り組みを行っています。



千葉・谷津干潟でのヨシ刈り

環境問題への取り組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置づけ、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。

「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランスグループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。また、中期経営計画ステージ2(2012年度～2013年度)にも、企業品質の向上のために「生命保険会社にふさわしいCSRの推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

三井住友海上あいおい生命 環境方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランスグループの「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取組を推進していきます。

行動指針

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護
あらゆる部門で地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供できるよう努めます。</p> | <p>(3) 環境マネジメントシステムの推進
環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた継続的な取組を行い、地球環境の保全に努めます。</p> |
| <p>(2) 事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全
環境関連法規制やMS&ADインシュアランスグループが同意した産業界の憲章・指針等を遵守し、事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全に努めます。</p> | <p>(4) 環境啓発活動を通じた社会との共生
環境教育を通じて役職員の一人ひとりが自ら積極的に地球環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。</p> |

環境マネジメントシステムの推進

当社では、国内全拠点を対象に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持継続しています。また、2011年10月の合併後、環境マネジメントシステムの推進体制を再構築し、新会社としての認証を、2012年2月17日付けで取得しました。

ISO14001の活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組む「全店共通活動」と、本社各部署が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的な活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。



全店共通活動

①紙使用量の削減

両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

②電力使用量の削減

最終退出者による共有機器電源オフ、長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

③ガンリン使用量の削減

MS&ADインシュアランスグループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、web会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

CD-ROM約款

ご契約にともなう大切なことがらが記載された「ご契約のしおり・約款」には、お客さま向け書類の中で特に多くの紙が使われています。このため、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を2010年3月2日以降となるご契約より開始しました。お客さまに「CD-ROM約款」をご選択いただくことで、紙資源の節減や二酸化炭素の排出削減につながります。

2011年度は「CD-ROM約款」を一層推進し、新しくご契約いただいた多くのお客さまにご提供しています。

また、当社の「CD-ROM約款」は、「見やすく」「わかりやすく」「伝わりやすい」ことが評価され、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会から、2011年7月25日付けで生損保業界において初めて「UCDA認証」を取得しました。

※1 団体保険を除きます。

※2 お客さまのご希望により「CD-ROM約款」、「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



〈トップ画面〉

I. 会社の概況および組織

1. 沿革	76
2. 経営の組織	77
3. 店舗網一覧	78
4. 資本金の推移	81
5. 株式の総数	81
6. 株式の状況	81
7. 主要株主の状況	81
8. 取締役、執行役員、および監査役	82
9. 従業員の在籍・採用状況	84
10. 平均給与（内勤職員）	84
11. 平均給与（営業職員）	84

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	85
2. 経営方針	85

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	86
2. お客さまからの相談・苦情の件数	89
3. お客さまに対する情報提供の実態	90
4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法	90
5. 代理店教育・研修の概略	90
6. 新規開発商品の状況	90
7. 保険商品一覧	90
8. 情報システムに関する状況	90
9. 公共福祉活動の概況	90

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	92
2. 損益計算書	98
3. キャッシュ・フロー計算書	101
4. 株主資本等変動計算書	102
5. 債務者区分による債権の状況	103
6. リスク管理債権の状況	103
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	103
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	104
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	105
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	108
11. 利源別損益	110
12. 社外の監査体制	110
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	110
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	110

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	111
(1) 2011年度決算業績の概況	111
(2) 保有契約高および新契約高	112
(3) 年換算保険料	113
(4) 保障機能別保有契約高	114
(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	115
(6) 異動状況の推移	116
(7) 契約者配当の状況	118
2. 保険契約に関する指標等	119
(1) 保有契約増加率	119
(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）	120
(3) 新契約率（対年度始）	120
(4) 解約失効率（対年度始）	120
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	120
(6) 死亡率（個人保険主契約）	120
(7) 特約発生率（個人保険）	121
(8) 事業費率（対収入保険料）	121
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	121
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	121
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	122

(12) 未だ収受していない再保険金の額	122
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	122
3. 経理に関する指標等	123
(1) 支払備金明細表	123
(2) 責任準備金明細表	123
(3) 責任準備金残高内訳	124
(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	124
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	124
(6) 契約者配当準備金明細表	125
(7) 引当金明細表	125
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	125
(9) 資本金等明細表	126
(10) 保険料明細表	126
(11) 保険金明細表	127
(12) 年金明細表	127
(13) 給付金明細表	127
(14) 解約返戻金明細表	127
(15) 減価償却費明細表	128
(16) 事業費明細表	128
(17) 税金明細表	128
(18) リース取引	129
(19) 借入金等残存期間別残高	129
4. 資産運用に関する指標等	130
(1) 資産運用の概況	130
① 2011年度の資産の運用概況	130
② ポートフォリオの推移	130
(2) 運用利回り	133
(3) 主要資産の平均残高	134
(4) 資産運用収益明細表	134
(5) 資産運用費用明細表	135
(6) 利息および配当金等収入明細表	135
(7) 有価証券売却益明細表	136
(8) 有価証券売却損明細表	136
(9) 有価証券評価損明細表	136
(10) 商品有価証券明細表	136
(11) 商品有価証券売却高	136
(12) 有価証券明細表	137
(13) 有価証券の残存期間別残高	137
(14) 保有公社債の期末残高利回り	137
(15) 業種別株式保有明細表	138
(16) 貸付金明細表	139
(17) 貸付金残存期間別残高	139
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	139
(19) 貸付金業種別内訳	139
(20) 貸付金使途別内訳	139
(21) 貸付金地域別内訳	139
(22) 貸付金担保別内訳	139
(23) 有形固定資産明細表	140
(24) 固定資産等処分益明細表	140
(25) 固定資産等処分損明細表	141
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	141
(27) 海外投融資の状況	141
(28) 海外投融資利回り	143
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	143
(30) 各種ローン金利	143
(31) その他の資産明細表	143
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	143

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制	144
2. 法令遵守の体制	144
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性	144
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	144
5. 個人情報保護について	144
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	144

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 会社およびその子会社等の状況

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

1996年 8月	住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立 (三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立)
1996年10月	営業開始 終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
1996年12月	「総合福祉団体定期保険」発売
1997年10月	「5年ごと利差配当商品(養老、個人年金など)」発売
1998年 4月	「通増定期保険」発売
1999年 4月	「積立型終身保険」発売
2000年 4月	「100歳満了定期保険」発売
2001年 1月	「医療保険」「ガン保険」発売
2001年 4月	「収入保障特約」発売 「区分料率適用特約」(販売名称「元気You割」)発売
2001年10月	「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足(資本金230億円) 「定期保険(低解約返戻金型)」発売 格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
2002年 4月	「5年ごと利差配当付こども保険」発売
2003年 2月	「積立利率変動型終身保険」 (販売名称「MS終身」「MS終身a」)発売
2003年 4月	「5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)」発売
2004年 2月	「無解約返戻金型収入保障保険」 「医療保障保険(団体型)」発売
2004年 9月	新株発行増資(増資後資本金355億円)
2005年 2月	スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
2005年10月	「FC事業部」新設(直販社員によるコンサルティング販売の開始)
2005年12月	「一時払養老保険(解約返戻金市場価格連動型)」発売
2006年 4月	東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転 「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
2006年10月	開業10周年
2006年11月	「新医療保険」発売
2007年 4月	「新ガン保険」発売
2007年 7月	苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
2008年 6月	保有契約100万件、総資産1兆円を達成
2008年 7月	三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
2008年10月	三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK生命の保険」を展開
2009年 4月	販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設
2010年 3月	「新医療保険 a」、「新ガン保険 a」発売
2010年 4月	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる 営業拠点を16ヵ所新設
2010年 5月	「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
2010年11月	「あいおい生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」 新契約事務プロセス改革を開始
2010年12月	収入保障系商品の料率改定
2011年 4月	営業拠点を7ヵ所新設 「一時払終身医療保険(低解約返戻金型)」発売

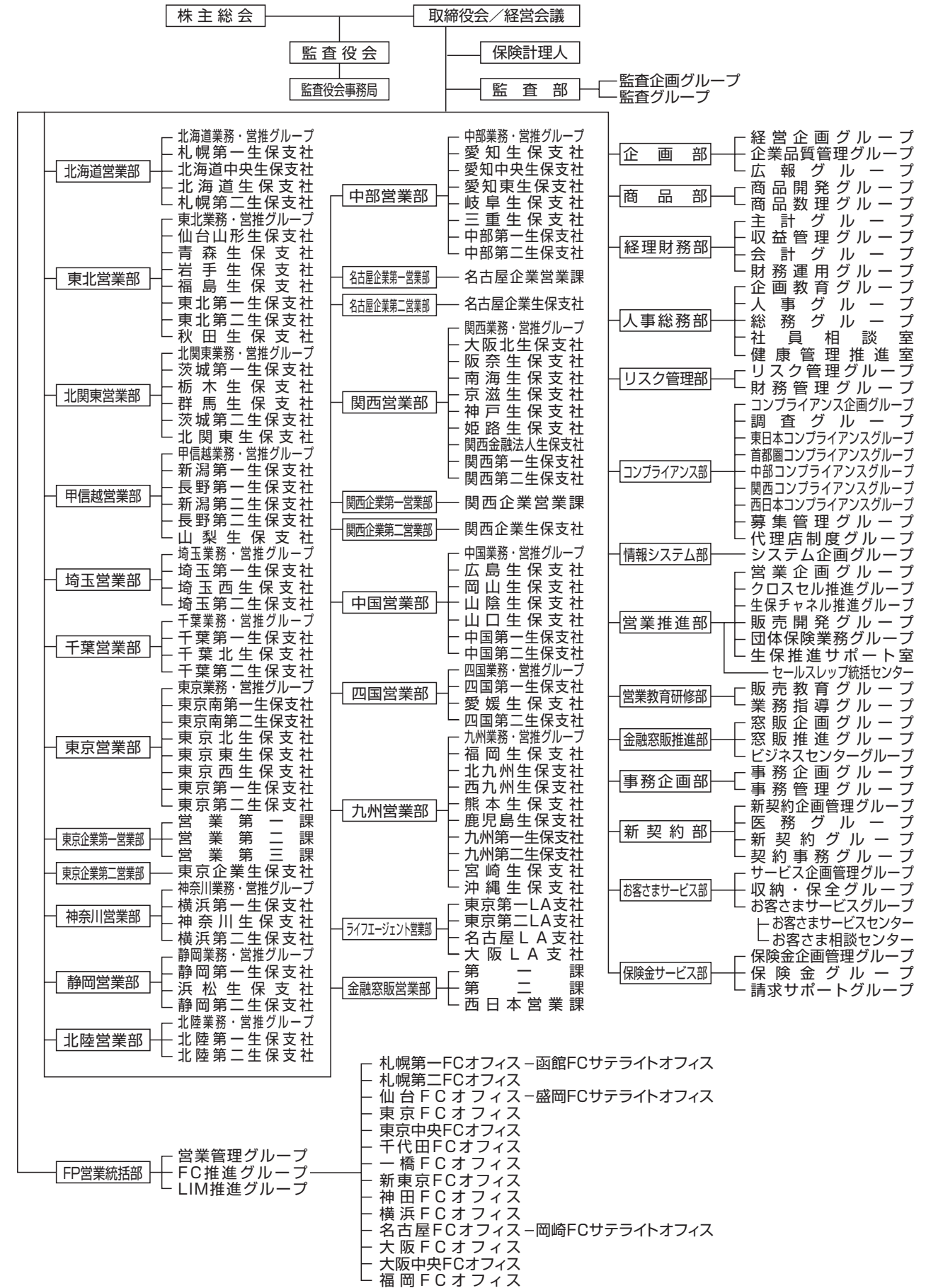
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2011年10月	三井住友海上あいおい生命保険株式会社設立
2012年 4月	苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言 金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設

あいおい生命保険株式会社

1996年 8月	大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立 (千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立)
1996年10月	営業開始
1997年 4月	「総合福祉団体定期保険」発売 「しあわせスーパー定期Ⅱ」、「しあわせニューライフ」発売
1999年10月	「優良体定期保険」、「しあわせスーパー定期Ⅱ99[優良体]」、「しあわせスーパー終身[優良体]」、「しあわせスーパー年金[優良体]」発売
2001年 4月	「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足
2002年 2月	「新入院関係特約」発売
2002年 4月	「無配当総合福祉団体定期保険」発売
2002年 6月	「低解約返戻金型定期保険」、「解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険」および「解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約」発売
2003年 6月	「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険(低解約返戻金割合70%)」発売
2004年 2月	「がん団信(がん診断保険金特約付団体信用生命保険)」発売
2004年 6月	「新収入保障保険ジャストワン(無配当新収入保障保険)」発売
2004年11月	「ずつとラック(交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険)」発売
2005年 4月	米国通貨建個人年金保険「ドル物語」発売
2005年 6月	「スーパー終身プレミアム(低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)」発売
2005年 9月	「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得
2006年 4月	「三大疾病保障付き団体信用生命保険」発売
2006年 6月	「あいおい一時払終身保険「ドリームワン」(積立利率変動型一時払終身保険)」発売
2006年10月	開業10周年記念新商品「新スーパー終身プレミアム(低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)」 「ジャストワン a (無配当新収入保障保険)」発売
2007年 9月	100億円増資(標準責任準備金の一括積立実施)
2007年10月	「無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険(無配当)」発売
2007年12月	「新積立利率変動型一時払個人年金保険(無配当)」発売
2008年 6月	「プレミアムW(低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険)」 「ジャストワンW(無配当新収入保障保険)」発売
2008年 7月	新たな社会貢献活動「ハートLIFEプロジェクト」開始
2009年 4月	あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表
2009年 6月	新商品女性のための保険「ルナメディカル(無解約返戻金女性総合医療特約付積立利率変動型終身保険)」発売
2010年 4月	「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」 「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
2010年 5月	「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
2010年 9月	東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転
2010年11月	「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区(旧あいおい生命本店所在地)」
2011年 3月	社内託児施設(あいおい生命きつぎガーデン)開設
2011年 4月	18営業部・26支社・2推進室に機構改編し、営業体制強化

2. 経営の組織 (2012年6月1日現在)



MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

3. 店舗網一覧 (2012年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
本店	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	03-3273-0101 (大代表)
北海道営業部			
北海道業務・営推グループ	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3358
札幌第一生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3958
北海道中央生保支社	070-0032	旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル 0166-24-4610
北海道生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3932
札幌第二生保支社	060-0807	札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル 011-728-1351
東北営業部			
東北業務・営推グループ	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8826
仙台山形生保支社	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8850
青森生保支社	030-0823	青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル 017-734-7630
岩手生保支社	020-0022	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル 019-652-1258
福島生保支社	963-8878	郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル 024-932-0735
東北第一生保支社	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル 022-227-2220
東北第二生保支社	020-0021	盛岡市中央通2-1-20	あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル 019-623-2112
秋田生保支社	010-0951	秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル 018-863-0218
北関東営業部			
北関東業務・営推グループ	110-0005	東京都台東区上野6-16-18	あいおいニッセイ同和損保都信ビル 03-5818-5691
茨城第一生保支社	310-0011	水戸市三の丸1-4-73	水戸三井ビル 029-222-2822
栃木生保支社	320-0035	宇都宮市伝馬町1-9	宇都宮KSビル 028-636-7217
群馬生保支社	371-0023	前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル 027-223-6732
茨城第二生保支社	310-0021	水戸市南町2-6-18	日本生命水戸南町ビル 029-224-2364
北関東生保支社	370-0071	高崎市小八木町895	あいおいニッセイ同和損保高崎ビル 027-361-3122
甲信越営業部			
甲信越業務・営推グループ	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 03-5371-5609
新潟第一生保支社	950-0088	新潟市中央区万代4-4-8	COZMIX IIビル 025-244-0952
長野第一生保支社	380-0936	長野市中御所岡田町173-8	三井住友海上長野ビル 026-226-1502
新潟第二生保支社	951-8068	新潟市中央区上大川前通7-1230	あいおいニッセイ同和損保新潟ビル 025-229-3570
長野第二生保支社	380-0935	長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル 026-227-1541
山梨生保支社	400-0858	甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル 055-228-5011
埼玉営業部			
埼玉業務・営推グループ	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル 048-644-5110
埼玉第一生保支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル 048-644-5483
埼玉西生保支社	350-1123	川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル 049-246-9503
埼玉第二生保支社	330-0081	さいたま市中央区新都心4-1	FSKビル 048-600-3651
千葉営業部			
千葉業務・営推グループ	260-0032	千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル 043-238-7301
千葉第一生保支社	260-0013	千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル 043-225-6447
千葉北生保支社	273-0012	船橋市浜町2-1-1	ららぼーと三井ビル 047-437-0411
千葉第二生保支社	260-0032	千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル 043-238-7039
東京営業部			
東京業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8544
東京南第一生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8545
東京南第二生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8230
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル 03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル 03-3845-6437
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル 042-526-7389
東京第一生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 03-5371-5604
東京第二生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 03-5371-5606

東京企業第一営業部				
営業第一課	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-4	龍名館本店ビル	03-5289-3221
営業第二課	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-4	龍名館本店ビル	03-5289-3222
営業第三課	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-4	龍名館本店ビル	03-5289-3223
東京企業第二営業部				
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5608
神奈川営業部				
神奈川業務・営推グループ	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
横浜第一生保支社	221-0052	横浜市中区山下町70-3	MYXビル	045-461-8265
神奈川生保支社	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3652
横浜第二生保支社	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9701
静岡営業部				
静岡業務・営推グループ	420-0859	静岡市葵区栄町3-1	あいおいニッセイ同和損保静岡第一ビル	054-254-8212
静岡第一生保支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-2	三井住友海上静岡ビル	054-221-7875
浜松生保支社	430-0944	浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル	053-454-1585
静岡第二生保支社	420-0034	静岡市葵区常磐町1-7-5	あいおいニッセイ同和損保静岡ビル	054-254-8261
北陸営業部				
北陸業務・営推グループ	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-9919
北陸第一生保支社	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-3351
北陸第二生保支社	920-0906	金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル	076-264-1121
中部営業部				
中部業務・営推グループ	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2457
愛知生保支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル	052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-21-1141
岐阜生保支社	500-8842	岐阜市金町7-11-1	三井住友海上岐阜ビル	058-265-6656
三重生保支社	510-0074	四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル	059-351-4085
中部第一生保支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2452
中部第二生保支社	500-8879	岐阜市徹明通4-4	あいおいニッセイ同和損保岐阜ビル	058-265-5860
名古屋企業第一営業部				
名古屋企業営業課	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-203-3201
名古屋企業第二営業部				
名古屋企業生保支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2530
関西営業部				
関西業務・営推グループ	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
阪奈生保支社	542-0076	大阪市中央区難波2-2-3	御堂筋グランドビル	06-6213-5661
南海生保支社	590-0952	堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
京滋生保支社	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
神戸生保支社	651-0171	神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	姫路市豊沢町61	朝日生命姫路南ビル	079-289-2040
関西金融法人生保支社	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365
関西第一生保支社	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112
関西第二生保支社	650-0036	神戸市中央区播磨町49	神戸旧居留地平和ビル	078-391-5749
関西企業第一営業部				
関西企業営業課	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
関西企業第二営業部				
関西企業生保支社	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115

中国営業部				
中国業務・営推グループ	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
岡山生保支社	700-8660	岡山市北区幸町8-22	三井住友海上岡山ビル	086-225-1322
山陰生保支社	690-0003	松江市朝日町589-2	マルチビル	0852-60-0622
山口生保支社	745-0073	周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280
中国第一生保支社	730-8580	広島市中区国泰寺町1-8-13	あいおいニッセイ同和損保広島TYビル	082-243-2141
中国第二生保支社	700-0826	岡山市北区磨屋町10-16	あいおいニッセイ同和損保岡山ビル	086-224-8101

四国営業部				
四国業務・営推グループ	760-8560	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル	087-825-2134
四国第一生保支社	760-8560	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル	087-825-2661
愛媛生保支社	790-0878	松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
四国第二生保支社	760-0008	高松市中野町29-5	あいおいニッセイ同和損保高松ビル	087-835-1743

九州営業部				
九州業務・営推グループ	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
福岡生保支社	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0176
北九州生保支社	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町2-5-7	三井住友海上小倉ビル	093-541-1351
西九州生保支社	850-0036	長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
熊本生保支社	862-8666	熊本市中央区新屋敷1-5-1	三井住友海上・西日本新聞熊本ビル	096-366-5716
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751
九州第一生保支社	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0115
九州第二生保支社	860-0012	熊本市中央区紺屋今町1-5	熊本辛島公園ビル	096-353-3021
宮崎生保支社	880-0905	宮崎市西中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
沖縄生保支社	900-0015	那覇市久茂地1-7-1	琉球リース総合ビル	098-862-2229

ライフエージェント営業部				
東京第一LA支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビル	03-5282-8862
東京第二LA支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビル	03-5282-7972
名古屋LA支社	460-0008	名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪LA支社	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753

金融窓販営業部				
第一課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビル	03-5282-8510
第二課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	神田錦町三丁目ビル	03-5282-8779
西日本営業課	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383

FP営業統括部				
札幌第一FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	函館市五稜郭町35-1	ホーム企画ビル	0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	花京院スクエア	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0022	盛岡市大通り3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京中央FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
千代田FCオフィス	100-0003	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	パレスサイドビル	03-5293-2670
一橋FCオフィス	100-0003	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	パレスサイドビル	03-5293-2673
新東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
神田FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7879
横浜FCオフィス	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
名古屋FCオフィス	460-0008	名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
岡崎FCサテライトオフィス	444-0044	岡崎市康生通南3-31	第2マルワビル	0564-65-2280
大阪FCオフィス	541-0051	大阪市中央区備後町4-1-3	御堂筋三井ビルディング	06-4706-6817
大阪中央FCオフィス	541-8547	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0014
福岡FCオフィス	810-0041	福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

4. 資本金の推移

年月	増資額	増資後資本金	摘要
1996年8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合併
2004年9月	12,500百万円	35,500百万円	増資

5. 株式の総数（2012年7月1日現在）

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株主数	1名

6. 株式の状況（2012年7月1日現在）

(1) 種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	960千株	-

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	960千株	100%	-	-

*当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況（2012年7月1日現在）

名称	本社所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	100,000百万円	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務	2008年4月1日	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役

(2012年7月1日現在)

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	いしひ よしひさ 石井 義久 (1953年2月11日生)	1975年4月 大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2004年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2004年6月 あいおい損害保険株式会社常務役員 2007年6月 あいおい損害保険株式会社取締役 2008年6月 あいおい損害保険株式会社取締役執行役員 2010年3月 あいおい損害保険株式会社取締役執行役員退任 2010年4月 あいおい生命保険株式会社取締役社長 2011年10月 当社取締役会長 会長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	ささき しずか 佐々木 静 (1953年6月15日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2006年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2008年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 取締役社長 社長執行役員 2011年10月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役 専務執行役員	わたなべ しんご 渡辺 進悟 (1952年11月14日生)	1975年4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2009年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2011年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2011年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 取締役 専務執行役員 2011年10月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・社長補佐 ・金融窓販営業部 ・営業推進部 ・営業教育研修部 ・金融窓販推進部
取締役 専務執行役員	いとう よしお 伊東 義雄 (1952年8月5日生)	1975年4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2007年7月 あいおい損害保険株式会社常務役員 2008年6月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年4月 あいおい損害保険株式会社常務執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 2011年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 2011年10月 あいおい生命保険株式会社専務取締役 当社取締役 専務執行役員(現職)	・商品部 ・情報システム部 ・営業推進部
取締役 専務執行役員	さくら もとき 櫻 基樹 (1955年12月27日生)	1979年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2009年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2012年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2012年4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・監査部
常務執行役員	やまざき こうじ 山崎 晃司 (1955年6月19日生)	1978年4月 同和火災海上保険株式会社(2001年にニッセイ損害保険株式会社と合併しニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、あいおい損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2007年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2010年9月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員退任 2010年10月 あいおい生命保険株式会社常務執行役員 2011年10月 当社常務執行役員(現職)	・東日本地区担当 ・北海道営業部 ・東北営業部 ・北関東営業部 ・甲信越営業部 ・FP営業統括部
常務執行役員	うめもと ひろみ 梅本 博巳 (1955年11月2日生)	1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2008年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 首都圏営業部長 2008年7月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社執行役員 2009年4月 首都圏営業部長 金融窓販推進部長 2010年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役 執行役員 2011年10月 当社常務執行役員(現職)	・ライフエージェント営業部 ・FP営業統括部
常務執行役員	かつやま いくお 勝山 育雄 (1955年7月6日生)	1979年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2010年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社執行役員 2011年10月 当社執行役員 2012年4月 当社常務執行役員(現職)	・東京地区担当 ・埼玉営業部 ・千葉営業部 ・東京営業部 ・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・FP営業統括部
執行役員	はしもと かずお 橋本 一男 (1953年5月8日生)	1976年4月 千代田火災海上保険株式会社(2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2010年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 2011年3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員退任 2011年4月 あいおい生命保険株式会社常務執行役員 2011年10月 当社執行役員(現職)	・中日本地区担当 ・神奈川営業部 ・静岡営業部 ・北陸営業部 ・中部営業部 ・名古屋企業第二営業部 ・FP営業統括部

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役 執行役員	しみず まさし 清水 雅志 (1955年2月16日生)	1977年4月 日本銀行入行 2010年4月 あいおい損害保険株式会社入社 2011年3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2011年4月 あいおい生命保険株式会社取締役 2011年10月 当社取締役 執行役員(現職)	・事務企画部 ・新契約部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部
取締役 執行役員	にしはら ひでのり 西原 秀紀 (1955年9月3日生)	1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 企画部長 2010年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役 執行役員 2011年10月 当社取締役 執行役員(現職)	・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・監査部
執行役員	おのえ としかず 尾上 俊一 (1956年11月7日生)	1979年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2011年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社執行役員 2011年10月 当社執行役員(現職)	・中日本地区副担当 ・名古屋企業第一営業部
執行役員	こやま なおき 小山 直樹 (1956年11月18日生)	1979年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2011年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社執行役員 2011年10月 当社執行役員 甲信越営業部長 2012年4月 当社執行役員(現職)	・西日本地区担当 ・関西営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部 ・中国営業部 ・九州営業部 ・FP営業統括部
執行役員	おち しゅうへい 越智 修平 (1958年4月5日生)	1981年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 人事総務部長 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2011年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 執行役員 営業推進部長 2011年10月 当社執行役員 営業推進部長(現職)	
執行役員	うすい しんいち 薄井 眞一 (1956年8月23日生)	1979年10月 千代田火災海上保険株式会社入社 2012年3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2012年4月 当社執行役員(現職)	・東京地区副担当
執行役員	しまむら ゆういち 島村 裕一 (1959年6月15日生)	1982年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2009年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部長 2009年11月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社出向 企画部部長兼統合推進室長 2011年10月 当社出向 企画部特命部長 2012年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2012年4月 当社執行役員(現職)	・東日本地区副担当
取締役	ふじもと すずむ 藤本 進 (1948年12月5日生)	1972年4月 大蔵省入省 2005年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 2007年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 2009年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 2010年4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役専務執行役員(現職) 2010年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役 2011年4月 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員(現職) 2011年10月 当社取締役(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
監査役 (常勤)	こばやし ひろなお 小林 弘尚 (1954年2月28日生)	1977年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役 執行役員 2011年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社監査役 2011年10月 当社監査役(現職)	
監査役 (常勤)	くろだ としお 黒田 敏夫 (1950年12月2日生)	1974年4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2010年4月 あいおい生命保険株式会社出向 監査役 2011年3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2011年4月 あいおい生命保険株式会社監査役 2011年10月 当社監査役(現職)	
監査役	はた ひろゆき 羽田 宏之 (1960年6月20日生)	1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年6月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社監査役 2010年4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部長(現職) 2011年10月 当社監査役(現職)	
監査役	てるや かつひさ 照屋 勝久 (1955年1月12日生)	1978年4月 同和火災海上保険株式会社入社 2012年3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2012年4月 あいおいニッセイ同和損害調査株式会社監査役(現職) 2012年4月 株式会社ふれ愛ドゥライフサービス監査役(現職) 2012年6月 当社監査役(現職)	

(注) 黒田敏夫、羽田宏之および照屋勝久の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2011年度末	
	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	1,223名	1,954名	235名	197名	40.7歳	4.7年
（男 子）	627	1,025	94	91	45.1	4.9
（女 子）	596	929	141	106	36.0	4.5
営業職員	197	329	59	81	42.8	3.2
（男 子）	188	306	53	72	42.9	3.2
（女 子）	9	23	6	9	40.6	2.1

(注) 上記の2010年度には三井住友海上火災保険株式会社からの出向者を含み、2011年度には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

10. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2011年3月	2012年3月
内勤職員	452	446

(注) 平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区 分	2011年3月	2012年3月
営業職員	384	470

(注) 平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過及び成果等

はじめに、当社の合併につきましてご報告申し上げます。

2011年10月1日、三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下「三井住友海上きらめき生命」といいます。)
とあいおい生命保険株式会社(以下「あいおい生命」といいます。)
は合併し、MS&ADインシュアランスグループにおける生命保険事業の中核を担うべく「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)
として新たにスタートいたしました。

法律上、三井住友海上きらめき生命を存続会社とし、あいおい生命は解散いたしました。従いまして、2011年度の業績につきましては、合併前の三井住友海上きらめき生命の上期業績と合併後の三井住友海上あいおい生命の下期業績を合計したのとなっており、前期との比較は行っていません。

さて、2011年度のがわが国経済は、2011年3月に発生した東日本大震災やギリシャを始めとする欧州諸国の財政危機の影響等により厳しい状況におかれました。震災後は、生産活動の回復や各種の政策効果により景気の持ち直しの動きが見られるものの、欧州諸国の財政危機に伴う経済停滞懸念の広がりや原油高の影響等により、全体としては緩やかな回復に留まりました。

生命保険業界におきましては、収入保険料が前年比で純増となる動きが見られた一方、死亡保障を中心とした個人保険では保有契約高の減少が続いており、引き続き厳しい事業運営を迫られています。このような情勢の中、2010年4月に発足したMS&ADインシュアランスグループの「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、当社は、2011年4月から、三井住友海上きらめき生命とあいおい生命共通の「中期経営計画(2011年度～2013年度)」を新たに策定し、下記〔目指す企業像〕の実現に向けて取り組んでまいりました。

〔目指す企業像〕

- ・お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
- ・グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
- ・損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
- ・社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

2011年3月に発生した東日本大震災への対応につきましては、震災発生直後に本社に危機対策本部を設置し、被災地域にお住まいのお客さまの安否のご確認と速やかな保険金等のお支払いに全社をあげて取り組むとともに、お客さまサービスセンターの態勢強化、保険料の払込猶予期間の延長、契約者貸付に係る簡易取扱と利息の減免など各種の対策を講じ、各対応を着実に実行いたしました。

2011年度の具体的な事業の経過及び成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、合併により全国22営業部、100支社、16オフィスを有する国内営業網を構築するとともに、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下、

それぞれ「三井住友海上社」「あいおいニッセイ同和損保社」といいます。)の営業部門を通じた代理店の生保指導・育成という従来から実施している生損保のクロスセルの取組み強化等を通じて、お客さま対応力の向上と生保販売力最大化等の実現、コンプライアンス態勢の強化を推進いたしました。具体的には、クロスセルにつきましては、募集人単位の生保販売力の強化を目的として三井住友海上社・あいおいニッセイ同和損保社の専業代理店を中心に指導・育成を行う「ライフマスタープログラム」を推進し、募集人一人ひとりをクロスセルの柱に育成することを目指し、両損保社の営業部門と協働して、集団活動と個別サポート活動を通じてその育成・強化を図りました。

金融機関での窓口販売につきましては、新商品の提供並びに契約事務等への対応を目的に、契約手続のサポートを行う「ビジネスセンター」や金融機関からの照会に対応する「窓販サポートセンター」を充実し、利便性向上に努めました。また、金融機関を担当する社員を対象とした「窓販プロ社員養成研修」や金融機関向けの研修「BLP(バンカシュアランス・ラーニングプログラム)」を実施し、社員・代理店の育成を図りました。

また、当社の営業社員が生命保険を募集する直販チャネルにおいては、積極的な採用・教育活動により引き続き販売態勢の強化に努めたほか、直販チャネルにおける保険販売ノウハウの活用を希望する代理店との提携を通じた市場開拓をさらに進めました。

商品につきましては、2011年4月に、新商品「一時払終身医療保険(低解約返戻金型)」を発売しました。同商品は、保険料を一括でお申込みいただくことにより一生涯の医療保障をご準備いただけるとともに、万一被保険者がお亡くなりになった時にはお申込みいただいた保険料相当額をお支払いする仕組みとしております。これにより、ご自身の病気がケガに備えながら、大切な資産を守るためのご提案が新たにできるようになるなど、当社の医療保障商品のラインアップが一層充実いたしました。

さらに、合併に際しては、従来の両社商品の長を活かすべく幅広い商品ラインアップを取り揃えるとともに、『人生で出会うたくさんの「IF=もしも」を大きな「安堵」で守る保険』というコンセプトを持つ「&LIFE(アンドライフ)」という新商品ブランドを掲げ、より多くのお客さまに商品をご提供することに努めました。

契約引受・保全態勢につきましては、運営の円滑化の観点から、オンラインとの連動により代理店の申込書作成事務を効率化する「LifeSmart Web」の展開や申込書類の画像データを本紙に先立って本社の引受事務部門に伝送し引受審査のスピードアップを図る「イメージワークフロー」の機能強化など、事務・システム面の改善に引き続き努めました。また、契約内容の変更を希望されるお客さまからフリーダイヤルで当社のお客さまサービスセンターへ直接お申し出いただき、手続書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極推進し、特に「解約手続き」では、個人契約の約9割がダイレクトサービスでの取扱いになる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただいております。

保険金等支払管理態勢につきましては、保険金支払管理部門によるお支払い前の点検や社外の弁護士を交えた保険金支払審査会等の業務検証機能のさらなる強化を図り、また、お支払い業務に関する専門性の高い人材の育成に努めながら、迅速かつ適切なお支払いを実行しました。

システムにつきましては、合併に伴うシステム統合に注力し、新会社のシステムの安定稼働に努めました。また、一時払終身医療保険(低解約返戻金型)の発売や「イメージワークフロー」の機能強化に関わる開発を行いました。

資産の運用につきましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、2011年度は、保険料等収入が3,270億円、資産運用収益が280億円、その他経常収益が12億円となり、これらを合計した経常収益は3,563億円となりました。一方、経常費用は、保険金等支払金が1,398億円、責任準備金等繰入額が1,484億円、資産運用費用が19億円、事業費が576億円、その他経常費用が57億円となりました結果、3,536億円となりました。この結果、26億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した結果、89億円の当期純損失となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、東日本大震災の影響等により依然として厳しい状況にある中で、生産活動の回復や各種の政策効果により、景気は緩やかに持ち直していくものと見込まれます。

生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層のサービスの充実、健全かつ適正な業務運営及び財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められております。

当社は、経営資源の再配分や重複コストの削減を通じ、生命保険事業の効率的な運営を図るとともに、事業活動を通じて社会に貢献し、企業として成長を実現してまいります。そのため具体的に以下のとおり取り組みます。

- ①合併によるシナジー効果を最大限に発揮し、お客さまの様々なニーズにお応えする商品・サービスを提供し続けます。
- ②販売基盤の拡充により、お客さまへの安心と満足を様々なチャネルを通じて提供していくことに加え、確固たる財務基盤のもと、お客さまの生涯に亘るサポートを実現いたします。
- ③先進的な事務システムの構築により、契約引受・保全・保険金支払分野において、正確・迅速でわかりやすい事務フローを確立する等、高い品質の業務運営を実現し、お客さまの利便性向上につなげてまいります。
- ④企業を支えるのは人財であり、人財の効果的配置や教育がお客さまに対する業務品質向上につながるという考え方のもと、シナジー効果の発揮が可能な分野に戦略的に人財配置を進めていくことに加え、能力・スキルの向上に向けた人財育成プログラムの構築と人を育てる企業風土を創りあげます。

(当社は、人材は「財産」であるとの考えのもと、「人財」と表記しております。)

当社は、引き続き、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めています。

<お客さまからのご相談(お申し出・ご照会)>

2011年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、485,123件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談 (2011年4月～2012年3月お客さまサービスセンター受付分)

(単位: 件)

内 容	件 数	占 率
ご加入相談・資料請求	9,147	1.9%
契約内容変更等の手続きに関して	305,068	62.9%
契約者貸付に関して	29,023	6.0%
保険料払込に関して	34,171	7.0%
保険金・給付金に関して	66,090	13.6%
税金・控除証明書に関して	20,174	4.2%
保険内容の照会・その他	21,450	4.4%
合 計	485,123件	100.0%

<お客さまからの苦情>

2011年度に全店でお受けした苦情の件数は、6,732件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の説明」と定めています。

お客さまからの苦情 (2011年4月～2012年3月全店受付分)

(単位: 件)

内 容	件 数	占 率
ご加入手続きに関して	2,106	31.3%
契約内容変更等の手続きに関して	1,057	15.7%
保険料払込に関して	1,384	20.6%
保険金・給付金に関して	1,218	18.1%
その他のご不満に関して(注1)	967	14.4%
合 計	6,732件	100.0%(注2)

(注) 1. 社員・代理店の態度・マナーに関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

2. 四捨五入の関係から、単純合算値になっていません。

3. お客さまに対する情報提供の実態

54ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

56ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

68ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2011年4月、「一時払終身医療保険(低解約払戻金型)」*を発売しました。

*2011年10月1日から「&LIFE 一時払終身医療保険」の愛称で販売

この商品は、「まとまった資金があるうちに、一生の医療保障を確保しておきたい」、「医療保障だけでなく、死亡保障も同時に備えたい」などの主として退職者層や富裕層等のお客さまのニーズにお応えするために開発したもので、病気やケガに備えながら大切な資産を残すという、従来商品にはない仕組みを有しています。

7. 保険商品一覧

58ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 会社合併に伴うシステム統合を実施しました。
- (2) お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「LifeSmart」、およびオンライン設計書・申込書を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。
- (3) 情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

70ページに掲載しています「CSR活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
経常収益	239,140	241,057	244,512	265,331	356,313
経常利益又は経常損失(△)	2,690	2,325	2,710	△3,230	2,624
基礎利益	3,299	2,214	3,246	△2,392	4,912
当期純利益又は当期純損失(△)	55	44	37	△5,325	△8,950
資本金 (発行済株式の総数)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)
総資産	999,763	1,075,126	1,148,341	1,242,444	2,136,662
うち特別勘定資産	-	-	-	-	-
責任準備金残高	922,547	998,145	1,068,346	1,162,128	1,812,538
貸付金残高	24,587	28,712	30,899	31,762	46,325
有価証券残高	944,609	1,013,709	1,083,096	1,163,725	1,848,241
ソルベンシー・マージン比率	2,124.0% -	2,069.1% -	2,129.7% -	2,127.0% (1,276.8%)	1,212.8% -
従業員数	743名	907名	1,219名	1,420名	2,283名
保有契約高	11,105,452	11,622,189	12,144,523	12,582,552	23,058,864
個人保険	8,297,141	8,715,563	9,129,287	9,810,772	17,359,229
個人年金保険	319,339	315,285	315,415	327,368	703,269
団体保険	2,488,971	2,591,340	2,699,819	2,444,411	4,996,365
団体年金保険保有契約高	-	-	-	-	477

- (注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
- (注) 2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。
- (注) 3. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。そのため、2007～2010年度、2011年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。
 なお、2010年度末の()は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2010年度末	2011年度末	科 目	2010年度末	2011年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	20,069	24,855	保険契約準備金	1,177,711	1,837,729
現 金	0	0	支 払 備 金	13,371	18,935
預 貯 金	20,069	24,855	責 任 準 備 金	1,162,128	1,812,538
コ ー ル ロ ー ン	-	952	契約者配当準備金	2,211	6,255
債券貸借取引支払保証金	-	178,679	代 理 店 借	2,295	4,527
有 価 証 券	1,163,725	1,848,241	再 保 険 借	122	215
国 債	741,441	1,202,378	そ の 他 負 債	6,829	187,555
地 方 債	19,297	66,835	債券貸借取引受入担保金	-	179,631
社 債	372,007	534,347	未 払 法 人 税 等	1,576	-
株 式	267	541	未 払 金	91	202
外 国 証 券	30,712	43,125	未 払 費 用	3,505	4,699
その他の証券	-	1,013	前 受 収 益	0	0
貸 付 金	31,762	46,325	預 り 金	49	133
保険約款貸付	31,762	46,325	リ ー ス 債 務	501	1,286
有形固定資産	1,355	2,692	資 産 除 去 債 務	125	140
建 物	200	230	仮 受 金	978	1,461
リ ー ス 資 産	467	1,204	退 職 給 付 引 当 金	622	1,182
その他の有形固定資産	687	1,258	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	78	69
無形固定資産	2,256	3,026	特 別 法 上 の 準 備 金	1,858	2,962
ソフトウェア	2,219	3,026	価 格 変 動 準 備 金	1,858	2,962
その他の無形固定資産	36	-	負債の部合計	1,189,518	2,034,241
代理店貸	74	180	(純資産の部)		
再 保 険 貸	175	563	資 本 金	35,500	35,500
その他の資産	18,762	30,826	資 本 剰 余 金	13,214	43,688
未 収 金	13,592	23,533	資 本 準 備 金	13,214	13,214
前 払 費 用	331	668	そ の 他 資 本 剰 余 金	-	30,473
未 収 収 益	3,409	5,348	利 益 剰 余 金	△4,953	△ 16,131
預 託 金	1,012	961	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,953	△ 16,131
仮 払 金	390	283	繰 越 利 益 剰 余 金	△4,953	△ 16,131
その他の資産	24	31	株 主 資 本 合 計	43,760	63,056
繰延税金資産	4,382	415	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,164	39,364
貸 倒 引 当 金	△119	△96	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,164	39,364
			純 資 産 の 部 合 計	52,925	102,421
資産の部合計	1,242,444	2,136,662	負債及び純資産の部合計	1,242,444	2,136,662

注記事項

2010年度末	2011年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産以外 <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 ・リース資産 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、従来は有形固定資産に計上し、一括して3年平均償却しておりましたが、当該資産の最近における使用状況等を勘案し、当年度より取得時に全額費用処理する方法に変更しました。</p> <p>なお、この変更により、従来と同一の方法による場合に比べ、経常損失が70百万円増加し、税引前当期純損失が76百万円増加しております。</p> <p>3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>(1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>なお、保険料積立金については、従来より保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づく5年チルメル式による計算に加え一</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産以外 <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 ・リース資産 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 <p>3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>(1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>

グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

2010年度末

定の積増しを行ってきた結果、当年度末において保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は100%となっております。

12. 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。これに伴い、有形固定資産が57百万円増加し、資産除去債務が125百万円計上されております。また、経常損失が11百万円増加し、税引前当期純損失が67百万円増加しております。

13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心に若干の国内株式を含めた有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」が主なものですが、一部「責任準備金対応債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクには、金利、為替等の変動による市場リスク、社債発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに行い管理しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a. 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率等適切なリミットを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかをモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）も参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b. 信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。社債発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うことで管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c. 流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理諸規程に従い、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門にて管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めて管理しております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定して

2011年度末

12. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに行い管理しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a. 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかをモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b. 信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別と信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c. 流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理諸規程に従い、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門にて管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めて管理しております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定して

2010年度末

おりますが、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を保有して十分な流動性を確保・維持しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有しておりません。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	20,069	20,069	-
有価証券	1,163,725	1,182,138	18,412
満期保有目的の債券	532,649	550,852	18,203
責任準備金対応債券	4,099	4,308	209
その他有価証券	626,976	626,976	-
貸付金	31,762	31,762	-
保険約款貸付	31,762	31,762	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。

③ 貸付金

当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。なお、デリバティブ取引については、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに行い管理しております。また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,707百万円であります。

15. 関係会社に対する金銭債務の総額は1百万円であります。

16. 繰延税金資産の総額は9,632百万円、繰延税金負債の総額は5,188百万円であります。繰延税金資産の総額から評価引当額として控除した額は61百万円であります。繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額5,220百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,259百万円及び価格変動準備金671百万円です。

繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額5,188百万円です。

17. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は33.04%であります。その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異△1.89%及び住民税均等割額に係る差異△0.61%であります。

2011年度末

おりますが、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を保有して十分な流動性を確保・維持しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有しておりません。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	24,855	24,855	-
コールローン	952	952	-
債券貸借取引支払保証金	178,679	178,679	-
有価証券	1,848,241	1,881,741	33,499
満期保有目的の債券	591,701	625,200	33,499
その他有価証券	1,256,540	1,256,540	-
貸付金	46,325	46,325	-
保険約款貸付	46,325	46,325	-
債券貸借取引受入担保金	(179,631)	(179,631)	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。

③ 貸付金

当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引については、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに行い管理しております。また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

13. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、167,773百万円です。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,375百万円です。

15. 繰延税金資産の総額は18,008百万円、繰延税金負債の総額は17,463百万円です。繰延税金資産の総額から評価引当額として控除した額は130百万円です。繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額7,420百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額4,325百万円及び繰越欠損金2,293百万円です。繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額17,463百万円です。

16. 当期における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は10.33%です。その差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減修正△23.32%、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異△1.66%及び住民税均等割額に係る差異△0.65%です。

17. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率36.15%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.28%、平成27年4月1日以降のものについては30.73%にそれぞれ変更になりました。この変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は752百万円、その他有価証券評価差額は3,080百万円、法人税等調

2010年度末	2011年度末
18. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。	18. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。
19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。	19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。
前年度末現在高 2,235百万円	当期首現在高 2,211百万円
当年度契約者配当金支払額 1,981百万円	あいおい生命保険株式会社からの受入額 3,475百万円
利息による増加等 0百万円	当期契約者配当金支払額 3,427百万円
契約者配当準備金繰入額 1,956百万円	利息による増加等 1百万円
当年度末現在高 2,211百万円	契約者配当準備金繰入額 3,994百万円
	当期末現在高 6,255百万円
20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は238百万円であります。	20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は376百万円であります。
21. 1株当たり純資産額は55.130円69銭であります。	21. 1株当たり純資産額は106.688円70銭であります。
	22. 共通支配下の取引等
	当社は、平成23年3月29日開催の臨時株主総会で承認可決された合併契約書に基づき、平成23年10月1日にあいおい生命保険株式会社と合併し、商号を三井住友海上あいおい生命保険株式会社に変更いたしました。
	合併に関する事項の概要は以下のとおりであります。
	(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容
	① 結合企業
	名称 三井住友海上きらめき生命保険株式会社
	事業の内容 生命保険事業
	② 被結合企業
	名称 あいおい生命保険株式会社
	事業の内容 生命保険事業
	(2) 企業結合日
	平成23年10月1日
	(3) 企業結合の法的形式
	三井住友海上きらめき生命保険株式会社を存続会社とする吸収合併
	(4) 結合後企業の名称
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	(5) 取引の目的を含む取引の概要
	グループ中期経営計画「MS&ADニューフロンティア2013」にあげる5つの事業ドメインのうち、成長分野である国内生命保険事業において事業基盤を拡大させ、MS&ADインシュアランスグループとしての成長を加速させることを目的とするものであります。
	なお、上記の合併につきましては、「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。
	23. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、37,209百万円です。
22. 外貨建資産の額は、31,040百万円です。（外貨額 335百万米ドル、26百万ユーロ）	24. 外貨建資産の額は、43,498百万円です。（外貨額 476百万米ドル、39百万ユーロ）
	外貨建負債の額は、2,414百万円です。（外貨額 29百万米ドル）
23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,315百万円です。	25. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、3,539百万円です。
	なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
24. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。	26. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。
(1) 退職給付債務及びその内訳	(1) 退職給付債務及びその内訳
イ 退職給付債務 △720百万円	イ 退職給付債務 △1,308百万円
ロ 未認識数理計算上の差異 97百万円	ロ 未認識数理計算上の差異 126百万円
ハ 退職給付引当金（貸借対照表計上額） △622百万円	ハ 退職給付引当金（貸借対照表計上額） △1,182百万円
(2) 退職給付債務等の計算基礎	(2) 退職給付債務等の計算基礎
イ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準	イ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
ロ 割引率 1.5%	ロ 割引率 1.5%
ハ 数理計算上の差異の処理年数 10年	ハ 数理計算上の差異の処理年数 10年
（発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。）	（発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。）
25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

〈参考〉合併前2社単純合算数値

貸借対照表

2010年度末は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算数値を、2011年度末は三井住友海上あいおい生命の数値を記載しています。

（単位：百万円）

科 目	2010年度末	2011年度末	科 目	2010年度末	2011年度末
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	25,362	24,855	保険契約準備金	1,659,930	1,837,729
現 金	1	0	支 払 備 金	18,248	18,935
預 貯 金	25,361	24,855	責 任 準 備 金	1,635,893	1,812,538
コ ー ル ロ ー ン	554	952	契約者配当準備金	5,788	6,255
買 現 先 勘 定	11,095	-	代 理 店 借	3,695	4,527
債券貸借取引支払保証金	26,535	178,679	再 保 険 借	341	215
有 価 証 券	1,637,414	1,848,241	そ の 他 負 債	36,456	187,555
国 債	1,071,519	1,202,378	債券貸借取引受入担保金	27,089	179,631
地 方 債	50,051	66,835	未 払 法 人 税 等	1,576	-
社 債	481,591	534,347	未 払 金	205	202
株 式	567	541	未 払 費 用	5,660	4,699
外 国 証 券	33,683	43,125	前 受 収 益	0	0
そ の 他 の 証 券	-	1,013	預 り 金	74	133
貸 付 金	44,664	46,325	リ ー ス 債 務	501	1,286
保険約款貸付	44,664	46,325	資 産 除 去 債 務	139	140
有 形 固 定 資 産	1,850	2,692	仮 受 金	1,208	1,461
建 物	200	230	退 職 給 付 引 当 金	865	1,182
リ ー ス 資 産	467	1,204	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104	69
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,182	1,258	特 別 法 上 の 準 備 金	2,514	2,962
無 形 固 定 資 産	3,866	3,026	価 格 変 動 準 備 金	2,514	2,962
ソ フ ト ウ ェ ア	3,732	3,026	負 債 の 部 合 計	1,703,908	2,034,241
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	134	-			
代 理 店 貸	129	180	（純資産の部）		
再 保 険 貸	791	563	資 本 金	65,500	35,500
そ の 他 資 産	28,699	30,826	資 本 剰 余 金	13,688	43,688
未 収 金	21,750	23,533	資 本 準 備 金	13,688	13,214
前 払 費 用	413	668	そ の 他 資 本 剰 余 金	-	30,473
未 収 収 益	4,933	5,348	利 益 剰 余 金	△4,736	△16,131
預 託 金	1,149	961	利 益 準 備 金	12	-
仮 払 金	426	283	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,748	△16,131
そ の 他 の 資 産	24	31	繰 越 利 益 剰 余 金	△4,748	△16,131
繰 延 税 金 資 産	9,002	415	株 主 資 本 合 計	74,451	63,056
貸 倒 引 当 金	△168	△96	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,437	39,364
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,437	39,364
			純 資 産 の 部 合 計	85,889	102,421
資 産 の 部 合 計	1,789,798	2,136,662	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,789,798	2,136,662

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2010年度	2011年度
経常収益	265,331	356,313
保険料等収入	243,102	327,024
保険料	242,816	326,223
再保険収入	286	801
資産運用収益	21,627	28,016
利息及び配当金等収入	20,932	27,344
預貯金利息	-	0
有価証券利息・配当金	19,991	26,076
貸付金利息	928	1,173
その他利息配当金	12	94
有価証券売却益	695	671
有価証券償還益	-	1
その他経常収益	601	1,272
年金特約取扱受入金	346	231
保険金据置受入金	222	988
その他の経常収益	32	51
経常費用	268,561	353,688
保険金等支払金	126,608	139,859
保険金	33,266	35,834
年金	3,333	5,883
給付金	6,708	9,494
解約返戻金	81,856	86,808
その他返戻金	904	1,083
再保険料	537	755
責任準備金等繰入額	95,511	148,471
支払準備金繰入額	1,729	1,158
責任準備金繰入額	93,782	147,311
契約者配当金積立利息繰入額	0	1
資産運用費用	890	1,928
支払利息	20	111
有価証券売却損	704	1,237
有価証券評価損	125	555
為替差損	1	1
貸倒引当金繰入額	38	15
その他運用費用	-	6
事業費	41,894	57,667
その他経常費用	3,657	5,762
保険金据置支払金	89	703
税金	2,330	3,043
減価償却費	1,011	1,703
退職給付引当金繰入額	147	296
その他の経常費用	77	15
経常利益又は経常損失(△)	△3,230	2,624
特別利益	5	3
固定資産等処分益	5	3
特別損失	2,771	8,615
固定資産等処分損	18	40
価格変動準備金繰入額	258	395
その他特別損失	2,494	8,178
契約者配当準備金繰入額	1,956	3,994
税引前当期純損失	7,953	9,982
法人税及び住民税	1,700	9
法人税等調整額	△4,328	△1,041
法人税等合計	△2,628	△1,031
当期純損失	5,325	8,950

注記事項

2010年度	2011年度
1. 関係会社との取引による費用の総額は176百万円であります。	1. 関係会社との取引による費用の総額は206百万円であります。
2. 有価証券売却益695百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券54百万円、外国証券649百万円であります。 有価証券評価損125百万円は、すべて株式等によるものであります。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券666百万円、外国証券4百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券25百万円、外国証券1,212百万円あります。 有価証券評価損555百万円は、すべて社債によるものであります。
3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は△21百万円あります。	3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は138百万円あります。
4. 1株当たり当期純損失は、5,547円35銭であります。 算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに5,325百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。	4. 1株当たり当期純損失は、9,323円84銭であります。 算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに8,950百万円、普通株式の期中平均株式数は 960千株であります。
5. 退職給付費用の総額は、212百万円あります。なお、その内訳は以下の通りです。 イ 勤務費用 146百万円 ロ 利息費用 7百万円 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 4百万円 ニ その他(確定拠出年金への掛金支払額) 54百万円	5. 退職給付費用の総額は、424百万円あります。なお、その内訳は以下の通りです。 イ 勤務費用 315百万円 ロ 利息費用 10百万円 ハ 数理計算上の差異の費用処理額 8百万円 ニ その他(確定拠出年金への掛金支払額) 90百万円
6. その他特別損失は、経営統合関連費用2,438百万円及び資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額56百万円あります。	6. その他特別損失8,178百万円は、すべて、あいおい生命保険株式会社との合併関連費用であります。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

〈参考〉合併前2社単純合算数値

損益計算書

2010年度は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度は2011年4～9月の旧三井住友海上きらめき生命および旧あいおい生命と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命を単純合算した数値を記載しています。

(単位：百万円)

科目	2010年度	2011年度
経常収益	386,373	420,646
保険料等収入	353,109	385,684
保険料	351,922	384,790
再保険収入	1,187	893
資産運用収益	31,621	33,102
利息及び配当金等収入	30,159	32,227
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	28,778	30,738
貸付金利息	1,321	1,374
その他利息配当金	58	114
有価証券売却益	1,462	872
有価証券償還益	-	1
その他経常収益	1,642	1,859
年金特約取扱受入金	732	275
保険金据置受入金	845	1,040
支払備金戻入額	-	472
その他の経常収益	63	71
経常費用	387,400	418,830
保険金等支払金	170,304	162,572
保険金	45,143	43,263
年金	4,358	6,523
給付金	12,232	11,958
解約返戻金	105,150	98,444
その他返戻金	1,544	1,239
再保険料	1,875	1,141
責任準備金等繰入額	148,246	177,806
支払備金繰入額	3,521	1,158
責任準備金繰入額	144,723	176,645
契約者配当金積立利息繰入額	1	2
資産運用費用	1,402	2,156
支払利息	44	123
有価証券売却損	833	1,239
有価証券評価損	135	555
有価証券償還損	-	72
金融派生商品費用	1	-
為替差損	296	139
貸倒引当金繰入額	86	15
その他運用費用	3	9
事業費	62,131	69,815
その他経常費用	5,315	6,480
保険金据置支払金	526	772
税金	2,760	3,276
減価償却費	1,761	2,092
退職給付引当金繰入額	183	317
その他の経常費用	83	20
経常利益又は経常損失(△)	△1,027	1,816
特別利益	5	3
固定資産等処分益	5	3
特別損失	5,261	10,755
固定資産等処分損	30	117
価格変動準備金繰入額	355	447
その他特別損失	4,875	10,191
契約者配当準備金繰入額	4,497	4,835
税引前当期純損失	10,782	13,771
法人税及び住民税	1,848	20
法人税等調整額	△5,441	△2,396
法人税等合計	△3,593	△2,376
当期純損失	7,188	11,395

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2010年度	2011年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	△7,953	△9,982
減価償却費	1,011	1,703
支払備金の増減額(△は減少)	1,729	1,158
責任準備金の増減額(△は減少)	93,782	147,311
契約者配当金積立利息繰入額	0	1
契約者配当準備金繰入額	1,956	3,994
貸倒引当金の増減額(△は減少)	33	△23
退職給付引当金の増減額(△は減少)	147	296
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△9	△9
価格変動準備金の増減額(△は減少)	258	395
利息及び配当金等収入	△20,932	△27,344
有価証券関係損益(△は益)	135	1,120
支払利息	20	111
為替差損益(△は益)	1	1
有形固定資産関係損益(△は益)	13	37
代理店貸の増減額(△は増加)	△11	△96
再保険貸の増減額(△は増加)	△62	△379
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△675	△3,323
代理店借の増減額(△は減少)	425	517
再保険借の増減額(△は減少)	△8	△7
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,025	831
その他	58	13
小計	70,945	116,329
利息及び配当金等の受取額	20,666	27,174
利息の支払額	△20	△111
契約者配当金の支払額	△1,981	△3,427
法人税等の支払額	△149	△2,327
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,460	137,637
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△158,957	△272,197
有価証券の売却・償還による収入	79,131	115,750
貸付けによる支出	△47,230	△52,368
貸付金の回収による収入	46,367	50,727
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は減少)	-	952
資産運用活動計	△80,688	△157,136
(営業活動及び資産運用活動計)	(8,771)	(△19,498)
有形固定資産の取得による支出	△446	△749
有形固定資産の売却による収入	17	15
無形固定資産の取得による支出	△1,226	△320
投資活動によるキャッシュ・フロー	△82,343	△158,191
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△103	△175
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103	△175
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,013	△20,729
現金及び現金同等物期首残高	13,056	20,069
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	26,467
現金及び現金同等物期末残高	20,069	25,807

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金及び現金同等物の(期首)期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。
(単位：百万円)

	2010年度末	2011年度末
現金及び預貯金	20,069	24,855
コールローン	-	952
現金及び現金同等物	20,069	25,807

- 重要な非資金取引の内容

2011年10月1日に合併したあいおい生命保険株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

資産 549,782百万円(うち有価証券 494,717百万円)

負債 516,521百万円(うち保険契約準備金 510,979百万円)

なお、資産には現金及び現金同等物26,467百万円が含まれており、「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	2010年度	2011年度
株主資本		
資本金		
当期首残高	35,500	35,500
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	35,500	35,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,214	13,214
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	13,214	13,214
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額	-	-
合併による受入額	-	30,473
当期変動額合計	-	30,473
当期末残高	-	30,473
資本剰余金合計		
当期首残高	13,214	13,214
当期変動額	-	-
合併による受入額	-	30,473
当期変動額合計	-	30,473
当期末残高	13,214	43,688
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	371	△4,953
当期変動額		
当期純利益(△は損失)	△5,325	△8,950
合併による受入額	-	△2,226
当期変動額合計	△5,325	△11,177
当期末残高	△4,953	△16,131
利益剰余金合計		
当期首残高	371	△4,953
当期変動額		
当期純利益(△は損失)	△5,325	△8,950
合併による受入額	-	△2,226
当期変動額合計	△5,325	△11,177
当期末残高	△4,953	△16,131
株主資本合計		
当期首残高	49,086	43,760
当期変動額		
当期純利益(△は損失)	△5,325	△8,950
合併による受入額	-	28,246
当期変動額合計	△5,325	19,296
当期末残高	43,760	63,056
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8,651	9,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	512	30,199
当期変動額合計	512	30,199
当期末残高	9,164	39,364
評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,651	9,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	512	30,199
当期変動額合計	512	30,199
当期末残高	9,164	39,364
純資産合計		
当期首残高	57,738	52,925
当期変動額		
当期純利益(△は損失)	△5,325	△8,950
合併による受入額	-	28,246
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	512	30,199
当期変動額合計	△4,812	49,495
当期末残高	52,925	102,421

注記事項

2010年度	2011年度
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数 960千株 当年度増加株式数 一千株 当年度減少株式数 一千株 当年度末株式数 960千株	1. 当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、従来、前期末残高と表示していたものを当期首残高として表示しております。 2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 当期首株式数 960千株 当期増加株式数 一千株 当期減少株式数 一千株 当期末株式数 960千株 3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
小計	-	-
(対合計比)	(-)	(-)
正常債権	32,188	214,702
合計	32,188	214,702

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項 目	2010年度末		2011年度末
	旧三井住友海上 きらめき生命	旧あいおい生命	
ソルベンシー・マージン総額 (A)	125,594	75,953	223,803
資本金等	43,760	30,691	63,056
価格変動準備金	1,858	656	2,962
危険準備金	10,538	7,703	19,754
一般貸倒引当金	19	0	37
その他有価証券の評価差額×90%	12,918	3,207	51,144
土地の含み損益×85%	-	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	63,178	33,439	109,878
負債性資本調達手段等	-	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△6,850	-	△23,568
持込資本金等	-	-	-
控除項目	-	-	-
その他	170	256	536
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	19,673	10,367	36,904
保険リスク相当額 R_1	6,825	4,893	12,655
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	2,181	1,173	4,229
予定利率リスク相当額 R_2	1,930	910	2,888
最低保証リスク相当額 R_7	-	-	-
資産運用リスク相当額 R_3	14,689	7,144	28,295
経営管理リスク相当額 R_4	768	282	1,442
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,276.8%	1,465.2%	1,212.8%

(注) 2011年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。2010年度末の数値は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2010年度決算にて開示した数値です。

〈参考〉実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	2010年度末		2011年度末
	旧三井住友海上 きらめき生命	旧あいおい生命	
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	1,260,857	560,564	2,170,162
負債の部に計上されるべき金額の 合計額を基礎として計算した金額 (2)	1,108,583	471,167	1,883,646
実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3)	152,273	89,396	286,515
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	18,412	13,209	33,499
実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5)	133,860	76,186	253,016

(注) 1. 「実質資産負債差額A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。

2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1. の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6に基づき計算しています。

なお、有価証券の時価情報は105ページに記載しています。

また、各事業年度末における流動性資産（預現金、コールローンおよびその他有価証券）は、以下のとおりです。

2010年度末：旧三井住友海上きらめき生命 647,046百万円、旧あいおい生命 133,967百万円

2011年度末：1,282,348百万円

〈参考〉保険金等の支払能力の充実の状況（旧基準によるソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項 目	2010年度末	
	旧三井住友海上 きらめき生命	旧あいおい生命
ソルベンシー・マージン総額 (A)	133,423	77,149
資本金等	43,760	30,691
価格変動準備金	1,858	656
危険準備金	10,538	7,703
一般貸倒引当金	19	0
その他有価証券の評価差額×90%	12,918	3,207
土地の含み損益×85%	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	63,178	33,439
持込資本金等	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	1,148	1,452
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	12,545	7,896
保険リスク相当額 R_1	6,825	4,893
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	2,181	1,173
予定利率リスク相当額 R_2	507	239
最低保証リスク相当額 R_7	-	-
資産運用リスク相当額 R_3	7,475	4,469
経営管理リスク相当額 R_4	509	215
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	2,127.0%	1,954.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2010年度末					2011年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		帳簿価額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
満期保有目的の債券	532,649	550,852	18,203	19,033	829	591,701	625,200	33,499	33,504	4
責任準備金対応債券	4,099	4,308	209	209	-	-	-	-	-	-
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	612,623	626,976	14,353	19,824	5,470	1,199,712	1,256,540	56,827	61,688	4,860
公 社 債	577,221	595,997	18,776	19,813	1,037	1,153,729	1,211,859	58,130	60,345	2,215
株 式	267	267	-	-	-	511	541	30	69	39
外 国 証 券	35,134	30,712	△4,422	10	4,432	44,472	43,125	△1,347	1,258	2,606
公 社 債	35,134	30,712	△4,422	10	4,432	44,472	43,125	△1,347	1,258	2,606
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	999	1,013	14	14	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,149,372	1,182,138	32,766	39,066	6,300	1,791,414	1,881,741	90,326	95,192	4,865
公 社 債	1,113,969	1,151,158	37,189	39,056	1,867	1,745,430	1,837,060	91,629	93,849	2,219
株 式	267	267	-	-	-	511	541	30	69	39
外 国 証 券	35,134	30,712	△4,422	10	4,432	44,472	43,125	△1,347	1,258	2,606
公 社 債	35,134	30,712	△4,422	10	4,432	44,472	43,125	△1,347	1,258	2,606
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	999	1,013	14	14	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区 分	2010年度末			2011年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	491,586	510,619	19,033	587,555	621,059	33,504
公 社 債	491,586	510,619	19,033	587,555	621,059	33,504
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	41,062	40,233	△829	4,146	4,141	△4
公 社 債	41,062	40,233	△829	4,146	4,141	△4
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区 分	2010年度末			2011年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,099	4,308	209	-	-	-
公 社 債	4,099	4,308	209	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○その他の有価証券

（単位：百万円）

区 分	2010年度末			2011年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	516,440	536,264	19,824	1,109,677	1,171,365	61,688
公 社 債	516,028	535,842	19,813	1,088,830	1,149,175	60,345
株 式	-	-	-	220	289	69
外 国 証 券	411	422	10	19,627	20,886	1,258
その他の証券	-	-	-	999	1,013	14
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	96,183	90,712	△5,470	90,035	85,174	△4,860
公 社 債	61,192	60,155	△1,037	64,899	62,684	△2,215
株 式	267	267	-	291	251	△39
外 国 証 券	34,723	30,290	△4,432	24,844	22,238	△2,606
その他の証券	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

イ. 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引として、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引を活用しています。

ハ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）および取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記のとおり外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

2010年度末および2011年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2010年度	2011年度
基礎利益 A	△2,392	4,912
キャピタル収益	695	671
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	695	671
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	831	1,795
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	704	1,237
有価証券評価損	125	555
金融派生商品費用	-	-
為替差損	1	1
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	△136	△1,124
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△2,529	3,787
臨時収益	-	2
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	2
その他臨時収益	-	-
臨時費用	700	1,166
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	667	1,166
個別貸倒引当金繰入額	33	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△700	△1,163
経常利益又は経常損失（△） A + B + C	△3,230	2,624

（注）2010年度において、保険業法上の標準責任準備金の積立を完了致しましたが、この積立に要した費用はすべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。

〈参考〉合併前2社単純合算数値

経常利益等の明細（基礎利益）

2010年度は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度は2011年4～9月の旧三井住友海上きらめき生命および旧あいおい生命と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命を単純合算した数値を記載しています。
（単位：百万円）

	2010年度	2011年度
基礎利益 A	△ 230	4,109
キャピタル収益	1,781	1,152
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	1,462	872
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	318	279
キャピタル費用	1,267	1,935
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	833	1,239
有価証券評価損	135	555
金融派生商品費用	1	-
為替差損	296	139
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	513	△ 782
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	282	3,326
臨時収益	-	2
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	2
その他臨時収益	-	-
臨時費用	1,310	1,512
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	1,228	1,512
個別貸倒引当金繰入額	81	0
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	△ 1,310	△ 1,510
経常利益又は経常損失（△） A + B + C	△ 1,027	1,816

- （注）1. 2010年度において、保険業法上の標準責任準備金の積立を完了致しましたが、この積立に要した費用はすべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。
2. その他キャピタル収益は全額、責任準備金繰入額のうち外貨建保険商品に係る責任準備金の為替変動による減少額であります。

11. 利源別損益

(単位：百万円)

	2010年度	2011年度
危険差損益 (注) ①	23,380	34,762
利差損益 (注) ②	543	885
費差損益 (注) ③	△10,983	△12,929
三利源合計 ④ = ① + ② + ③	12,940	22,718
その他損益 ⑤	△15,333	△17,806
基礎利益 ⑥ = ④ + ⑤	△2,392	4,912

(注) 危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「保険料設定の際に予定した保険金・給付金の支払額」と「実際に発生した保険金・給付金の支払額」の差により生じる損益
 ②費差損益：「保険料設定の際に予定した経費」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
 ③利差損益：「保険料設定の際に予定した運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益

2010年度は、2011年度の内訳項目に合わせて表記してあります。このため、2010年度の内訳項目・数値は、昨年度公表したものとは異なっています。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2011年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2011年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2011年度決算業績の概況

(契約の状況)

2011年度における個人保険及び個人年金保険の新契約高は2兆6,341億円、解約・失効契約高は1兆1,766億円となり、この結果、2011年度末保有契約高は前期末に比べて7兆9,243億円増加し18兆624億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は301億円、解約・失効契約高は3,903億円となり、2011年度末保有契約高は、前期末に比べて2兆5,519億円増加し4兆9,963億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の2011年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて935億円増加し2,960億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が3,270億円、資産運用収益が280億円、その他経常収益が12億円となり、これらを合計した経常収益は3,563億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,398億円、責任準備金等繰入額が1,484億円、資産運用費用が19億円、事業費が576億円、その他経常費用が57億円となりました結果、3,536億円となりました。

この結果、26億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した結果、89億円の当期純損失となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業表に定められている標準責任準備金を積み立てており、2011年度の責任準備金繰入額は1,473億円となり、2011年度末の責任準備金は1兆8,125億円となりました。

(資産の状況)

2011年度末の総資産は前期末に比べて8,942億円増加し、2兆1,366億円となりました。

(2) 保有契約高および新契約高

保有契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2010年度末				2011年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	
個人保険	1,280	113.2%	9,810,772	107.5%	2,049	160.0%	17,359,229	176.9%
個人年金保険	71	105.4%	327,368	103.8%	172	241.2%	703,269	214.8%
団体保険	-	-	2,444,411	90.5%	-	-	4,996,365	204.4%
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	477	-

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2010年度					2011年度						
	件数	前年度比	金額			件数	前年度比	金額				
			前年度比	新契約	転換による純増加			前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	244	114.6%	1,759,484	113.3%	1,759,484	-	278	114.2%	2,566,389	145.9%	2,566,389	-
個人年金保険	6	110.7%	39,118	114.7%	39,118	-	12	194.1%	67,774	173.3%	67,774	-
団体保険	-	-	28,725	109.6%	28,725	-	-	-	30,114	104.8%	30,114	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

<参考>合併前2社単純合算数値

保有契約高
2010年度末は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度末は三井住友海上あいおい生命の数値を記載しています。

(単位：千件、百万円)

区 分	2010年度末				2011年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比	
個人保険	1,837	112.7%	15,809,149	107.5%	2,049	111.6%	17,359,229	109.8%
個人年金保険	155	108.0%	623,789	107.3%	172	111.3%	703,269	112.7%
団体保険	-	-	4,872,946	97.0%	-	-	4,996,365	102.5%
団体年金保険	-	-	459	96.2%	-	-	477	103.9%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高
2010年度は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度は2011年4～9月の旧三井住友海上きらめき生命および旧あいおい生命と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命を単純合算した数値を記載しています。

(単位：千件、百万円)

区 分	2010年度					2011年度						
	件数	前年度比	金額			件数	前年度比	金額				
			前年度比	新契約	転換による純増加			前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	335	112.6%	2,757,564	107.0%	2,757,564	-	334	99.9%	3,157,723	114.5%	3,157,723	-
個人年金保険	18	114.7%	85,587	124.2%	85,587	-	24	132.6%	119,353	139.5%	119,353	-
団体保険	-	-	42,437	66.0%	42,437	-	-	-	38,211	90.0%	38,211	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約 (単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比
個人保険	182,700	103.9%	256,438	140.4%
個人年金保険	19,718	104.9%	39,562	200.6%
合計	202,418	104.0%	296,000	146.2%
うち医療保障・生前給付保障等	39,653	117.3%	51,959	131.0%

新契約 (単位：百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
個人保険	29,196	114.1%	33,740	115.6%
個人年金保険	2,217	113.6%	3,612	162.9%
合計	31,414	114.0%	37,353	118.9%
うち医療保障・生前給付保障等	8,774	115.2%	8,216	93.6%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

<参考>合併前2社単純合算数値

保有契約
2010年度末は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度末は三井住友海上あいおい生命の数値を記載しています。

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	前年度末比	前年度末比	前年度末比	前年度末比
個人保険	242,840	103.6%	256,438	105.6%
個人年金保険	36,258	107.2%	39,562	109.1%
合計	279,099	104.1%	296,000	106.1%
うち医療保障・生前給付保障等	46,934	114.1%	51,959	110.7%

新契約
2010年度は旧三井住友海上きらめき生命と旧あいおい生命の単純合算値を、2011年度は2011年4～9月の旧三井住友海上きらめき生命および旧あいおい生命と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命を単純合算した数値を記載しています。

(単位：百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
個人保険	36,748	110.4%	38,613	105.1%
個人年金保険	4,678	117.8%	6,058	129.5%
合計	41,427	111.2%	44,672	107.8%
うち医療保障・生前給付保障等	9,268	111.6%	8,471	91.4%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		2010年度末	2011年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	9,810,772	17,359,159
		個人年金保険	(92,287)	(185,071)
		団体保険	2,443,892	4,995,833
	災害死亡	個人保険	(816,956)	(1,156,485)
		個人年金保険	(377)	(597)
		団体保険	(17,618)	(21,353)
	その他の条件付死亡	個人保険	(55,148)	(55,495)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体保険	(713)	(591)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(186,575)	(285,899)
		個人年金保険	306,548	668,829
		団体保険	81	47
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(42,172)	(87,198)
		団体保険	(59)	(62)
	その他	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(42,231)	(87,260)
		団体保険	(-)	(-)
入院保障	災害入院	個人保険	(309,838)	(-)
		個人年金保険	20,819	34,439
		団体保険	436	484
	疾病入院	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	21,256	35,401
		団体保険	(-)	(-)
	その他の条件付入院	個人保険	(3,296)	(4,621)
		個人年金保険	(1)	(5)
		団体保険	(56)	(87)
その他	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(3,354)	(4,713)	
	団体保険	(-)	(-)	
その他	個人保険	(3,446)	(4,822)	
	個人年金保険	(1)	(5)	
	団体保険	(-)	(-)	
その他	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(3,448)	(4,827)	
	団体保険	(-)	(-)	
その他	個人保険	(3,633)	(4,214)	
	個人年金保険	(0)	(1)	
	団体保険	(1)	(0)	
その他	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(3,634)	(4,217)	
	団体保険	(-)	(-)	

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期保険特約等の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、生存保障のその他欄の個人保険には、2010年度末は介護保障、ガン診断給付保障および脳卒中治療支援保障の特約の給付金額を計上しておりますが、2011年度末は合併により計上基準を変更したため、これらの特約の給付金額は計上しておりません。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2010年度末	2011年度末
障害保障	個人保険	59,567	89,245
	個人年金保険	44	81
	団体保険	113,333	167,982
	団体年金保険	-	-
	その他共計	172,944	257,308
手術保障	個人保険	766,309	1,041,716
	個人年金保険	411	1,230
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	766,720	1,042,946

(5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2010年度末	2011年度末
死亡保険	終身保険	1,667,267	3,406,867
	定期付終身保険	223,523	-
	定期保険	3,627,630	10,699,842
	その他共計	9,110,727	16,322,734
生死混合保険	養老保険	153,234	233,143
	定期付養老保険	5,376	-
	生存給付金付定期保険	13,717	4,729
その他共計		700,044	1,036,424
生存保険		-	70
年金保険	個人年金保険	327,368	703,269
災害・疾病関係特約	災害割増特約	430,974	620,446
	傷害特約	303,212	447,985
	災害入院特約	1,330	2,003
	疾病特約	800	1,497
	成人病特約	120	141
	その他の条件付入院特約	2,208	2,704

- (注) 1. 死亡保険欄の定期付終身保険は、2011年度末から合併により計上基準を変更したため、終身保険部分を終身保険に計上しています。
2. 生死混合保険欄の定期付養老保険は、2011年度末から合併により計上基準を変更したため、養老保険部分を養老保険に計上しています。
3. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
4. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	1,131,422	9,129,287	1,280,613	9,810,772
新契約	244,081	1,759,484	278,792	2,566,389
更新	4,065	22,357	7,310	29,103
復活	7,973	62,046	8,438	86,467
保険金額の増加	12	47	13	48
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	124	109,467	711,995	10,295,962
死亡	2,041	14,888	2,730	18,477
満期	16,481	48,076	17,159	54,974
保険金額の減少	4,891	56,905	10,216	64,909
転換による減少	-	-	-	-
解約	69,076	802,824	81,591	934,769
失効	19,222	162,314	20,229	221,181
その他の減少	232	186,909	115,904	4,135,201
年末現在	1,280,613	9,810,772	2,049,535	17,359,229
(増加率)	(13.2%)	(7.5%)	(60.0%)	(76.9%)
純増加	149,191	681,484	768,922	7,548,456
(増加率)	(23.0%)	(64.7%)	(415.4%)	(1,007.6%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	67,906	315,415	71,579	327,368
新契約	6,572	39,118	12,756	67,774
復活	19	206	86	590
金額の増加	9	5	13	56
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	1,466	7,546	95,781	350,954
死亡	129	589	201	937
支払満了	68	-	651	1,400
金額の減少	331	9,425	359	8,577
転換による減少	-	-	-	-
解約	2,909	16,004	4,223	19,248
失効	91	529	246	1,460
その他の減少	1,187	8,374	2,253	11,850
年末現在	71,579	327,368	172,628	703,269
(増加率)	(5.4%)	(3.8%)	(141.2%)	(114.8%)
純増加	3,673	11,952	101,049	375,901
(増加率)	(74.9%)	(9,082.5%)	(2,651.1%)	(3,044.9%)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,577,082	2,699,819	8,041,935	2,444,411
(幹事・単独)	113,826	-	113,492	-
新契約	29,392	28,725	44,084	30,114
(幹事・単独)	3,575	-	4,017	-
更新	1,290,013	796,183	1,375,911	870,693
復活	-	-	-	-
中途加入	645,502	205,722	889,095	461,305
保険金額の増加	449,094	115,023	563,252	472,022
その他の増加	849	944	6,361,193	2,553,483
死亡	25,865	4,715	35,265	6,145
満期	1,299,472	808,291	1,401,986	939,709
脱退	857,182	191,220	1,184,619	251,696
保険金額の減少	394,224	128,381	462,787	243,078
解約	292,383	263,959	873,493	389,746
失効	461	2,330	197	615
その他の減少	25,540	3,107	18,488	4,674
年末現在	8,041,935	2,444,411	13,198,170	4,996,365
(幹事・単独)	113,492	-	289,178	-
(増加率)	(△6.2%)	(△9.5%)	(64.1%)	(104.4%)
純増加	△535,147	△255,408	5,156,235	2,551,954
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2010年度		2011年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	-	-	0	0
新契約	-	-	0	0
年金支払	-	-	173	3
一時金支払	-	-	201	19
解約	-	-	0	0
年末現在	-	-	2,444	477
(増加率)	-	-	-	-
純増加	-	-	2,444	477
(増加率)	-	-	-	-

(注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

a 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：%)

保険料払込方法	契約年月日	2010年度	2011年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.65	1.60~1.75
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.65	1.50~1.65
	2001年4月2日以降	1.75	1.65
一時払	1999年4月1日以前	1.35~1.45	1.30~2.10
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.05~1.20	1.05~1.50
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	1.15~1.30	1.15~1.40
	2002年7月2日以降	0.80~0.85	0.75~0.80

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：%)

該当契約	2010年度	2011年度	
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)	0.50~1.35	0.75~1.40	
上記以外の5年 ごと利差配当付契約	1999年4月1日以前	1.65~2.15	1.10~1.60
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.60~2.05	1.15~1.55
	2001年4月2日以降	1.25~2.10	0.70~1.55

(注) 配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b 配当金の例示

2011年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
1997年10月1日	15年	263,040円	0円	10,000,000円
2002年10月1日	10年	310,980円	7,065円	10,007,065円
2007年10月1日	5年	310,520円	2,015円	10,002,015円

(b) 旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
1997年10月1日	15年	263,150円	0円	10,000,000円
2002年10月1日	10年	311,960円	20,260円	10,020,260円
2007年10月1日	5年	311,380円	5,268円	10,005,268円

(注) 1. 経過年数とは2012年4月1日から2013年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。
2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。

2011年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2010年度	2011年度
個人保険	7.5	76.9
個人年金保険	3.8	114.8
団体保険	△9.5	104.4
団体年金保険	-	-

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2010年度	2011年度
新契約平均保険金	7,208	9,205
保有契約平均保険金	7,660	8,469

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2010年度	2011年度
個人保険	18.8	20.0
個人年金保険	15.3	20.1
団体保険	0.8	0.8

(注) 1. 転換契約は含んでいません。

2. 2010年度は、分母分子とも、旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社（以下「合併前2社」といいます。）の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。2011年度は、分母は合併前2社の合算値とし、分子は2011年4月～9月の合併前2社と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2010年度	2011年度
個人保険	10.3	8.7
個人年金保険	7.2	5.9
団体保険	6.7	3.9

(注) 1. 転換契約は含んでいません。

2. 2010年度は、分母分子とも、旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社（以下「合併前2社」といいます。）の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。2011年度は、分母は合併前2社の合算値とし、分子は2011年4月～9月の合併前2社と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

2010年度	2011年度
107,531	116,633

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2010年度	2011年度	2010年度	2011年度
1.61	1.60	1.50	1.32

(注) 2010年度は、分母分子とも、旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社（以下「合併前2社」といいます。）の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。2011年度は、分母は合併前2社の合算値とし、分子は2011年4月～9月の合併前2社と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。

(7) 特約発生率（個人保険）

(単位：%)

区 分		2010年度	2011年度
災害死亡保障契約	件 数	0.06	0.21
	金 額	0.10	0.28
障害保障契約	件 数	0.21	0.15
	金 額	0.22	0.09
災害入院保障契約	件 数	4.02	4.14
	金 額	100.65	100.20
疾病入院保障契約	件 数	37.84	39.15
	金 額	614.33	613.36
成人病入院保障契約	件 数	8.30	8.83
	金 額	212.76	201.38
疾病・傷害手術保障特約	件 数	32.19	32.91
	金 額		
成人病手術保障特約	件 数	5.16	5.76
	金 額		

(注) 1. 入院保障契約の特約発生率(金額)は、 $\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$ により算出した率です。

2. 2010年度は、分母分子とも、旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社（以下「合併前2社」といいます。）の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。2011年度は、分母は合併前2社の合算値とし、分子は2011年4月～9月の合併前2社と2011年10月～2012年3月の三井住友海上あいおい生命の合算値とし、それらを基に計算した率を記載しています。

(8) 事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

2010年度	2011年度
17.3	17.7

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2010年度	2011年度
5社	6社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2010年度	2011年度
100	98.3

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2010年度	2011年度
AA+	12.07	8.26
AA-	40.44	26.74
A+	43.40	63.34
A	4.08	1.67

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。

2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2010年度	2011年度
0	0

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2010年度	2011年度
第三分野発生率	31.1	31.3
医療（疾病）	28.9	29.0
が	48.5	49.8
その他	24.0	26.6

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。

2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2010年度末	2011年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	4,323	5,319
	災 害 保 険 金	213	128
	高 度 障 害 保 険 金	773	890
	満 期 保 険 金	218	245
	そ の 他	1	318
	小 計	5,529	6,903
年 金	12	110	
給 付 金	976	1,372	
解 約 返 戻 金	6,846	10,524	
保 険 金 据 置 支 払 金	-	2	
そ の 他 共 計	13,371	18,935	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2010年度末	2011年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	1,045,669 (1,045,669)	1,585,182 (1,585,182)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	105,192 (105,192)	206,322 (206,322)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	727 (727)	801 (801)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	- (-)	477 (477)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	0 (0)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	1,151,590 (1,151,590)	1,792,784 (1,792,784)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金	10,538	19,754	
合 計 (一般勘定)	1,162,128 (1,162,128)	1,812,538 (1,812,538)	
(特別勘定)	(-)	(-)	

(3) 責任準備金残高内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2010年度末	1,078,464	73,126	-	10,538	1,162,128
2011年度末	1,685,556	107,227	-	19,754	1,812,538

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		2010年度末	2011年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率（危険準備金を除く）		100.0	100.0

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	505,968	1.65～3.10%
2001年度～2005年度	618,415	1.30～1.75%
2006年度～2010年度	584,878	1.00～1.75%
2011年度	82,242	0.80～1.75%

- (注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く）を記載しています。
 2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保	団体保険	団体年金保	財形保険 財形年金保	その他の保	合 計
2010年度	前年度末現在	42	102	2,089	-	-	1	2,235
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	1	7	1,970	-	-	2	1,981
	当年度繰入額	25	77	1,852	-	-	2	1,956
	当年度末現在	66	172	1,970	-	-	1	2,211
		(12)	(10)	(8)	(-)	(-)	(-)	(30)
2011年度	前年度末現在	66	172	1,970	-	-	1	2,211
	あいおい生命保険株式会社からの受入額	659	518	2,295	0	-	0	3,475
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	1
	配当金支払による減少	24	32	3,367	0	-	2	3,427
	当年度繰入額	△153	△198	4,344	0	-	2	3,994
	当年度末現在	549	459	5,242	0	-	3	6,255
		(337)	(221)	(13)	(-)	(-)	(-)	(572)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法(注)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	19	37	18	
	個別貸倒引当金	99	58	△41	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金		622	1,182	559	
役員退職慰労引当金		78	69	△9	
価格変動準備金		1,858	2,962	1,103	

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表の注記事項(P93)に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金	35,500	-	-	35,500	
うち 既発行株式	(960千株) 35,500	(-千株) -	(-千株) -	(960千株) 35,500	
普通株式					
計	35,500	-	-	35,500	
資本 剰余金	13,214	-	-	13,214	
資本準備金					
その他資本剰余金	-	30,473	-	30,473	(注)
計	13,214	30,473	-	43,688	

(注) 当期の増加は、合併により旧あいおい生命の資本金および資本準備金を、その他資本剰余金として引き継いだことによるものです。

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
個 人 保 険	218,193	287,688
(うち一時払)	(8,822)	(14,501)
(うち年払)	(88,579)	(106,215)
(うち半年払)	(832)	(1,105)
(うち月払)	(119,959)	(165,865)
個人年金保険	16,775	26,570
(うち一時払)	(11)	(27)
(うち年払)	(5,472)	(7,769)
(うち半年払)	(110)	(131)
(うち月払)	(11,181)	(18,641)
団 体 保 険	7,842	11,944
団体年金保険	-	12
その他共計	242,816	326,223

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2011年度 合 計	2010年度 合 計
死 亡 保 険 金	14,944	4	5,164	-	-	0	20,112	15,797
災 害 保 険 金	321	-	3	-	-	-	325	41
高度障害保険金	733	-	356	-	-	-	1,090	1,090
満 期 保 険 金	13,734	-	-	-	-	-	13,734	16,331
そ の 他	-	-	571	-	-	-	571	6
合 計	29,734	4	6,096	-	-	0	35,834	33,266

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2011年度 合 計	2010年度 合 計
年 金	1,832	3,988	59	3	-	-	5,883	3,333

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2011年度 合 計	2010年度 合 計
死 亡 給 付 金	0	388	-	0	-	-	389	243
入 院 給 付 金	3,661	1	2	-	-	0	3,666	2,950
手 術 給 付 金	2,642	3	-	-	-	-	2,645	2,022
障 害 給 付 金	13	-	1	-	-	-	15	14
生 存 給 付 金	1,593	0	-	-	-	-	1,594	576
そ の 他	1,164	0	-	19	-	-	1,183	901
合 計	9,076	393	4	19	-	0	9,494	6,708

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2011年度 合 計	2010年度 合 計
解約返戻金	81,829	4,979	-	-	-	-	86,808	81,856

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	6,068	871	3,375	2,692	55.6%
建物	377	36	146	230	39.0%
リース資産	1,584	185	379	1,204	24.0%
その他の有形固定資産	4,107	649	2,849	1,258	69.4%
無形固定資産	5,770	831	2,743	3,026	47.5%
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	11,838	1,703	6,119	5,719	51.7%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
営業活動費	18,729	27,731
営業管理費	4,637	5,809
一般管理費	18,526	24,126
合 計	41,894	57,667

(注) 1. 2010年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 232百万円
2. 2011年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 260百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国 税	1,560	2,023
消費税	1,166	1,505
地方法人特別税	326	438
印紙税	65	78
登録免許税	-	-
その他の国税	2	1
地 方 税	769	1,019
地方消費税	291	376
法人住民税	-	-
法人事業税	426	571
固定資産税	8	12
不動産取得税	-	-
事業所税	33	48
その他の地方税	9	10
合 計	2,330	3,043

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取得価額相当額	480	480	432	432
減価償却累計額相当額	400	400	424	424
期末残高相当額	80	80	8	8

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2010年度末			2011年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	71	8	80	8	0	8

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料および減価償却費相当額

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
支払リース料	79	71
減価償却費相当額	79	71

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19) 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
	2010年度末	-	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引 受入担保金	-	-	-	-	-	-	-
2011年度末	-	-	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引 受入担保金	179,631	-	-	-	-	-	179,631

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 2011年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2011年度の方が国経済は、東日本大震災により大きく落ち込んだ後、サプライチェーンの修復につれて着実に持ち直し傾向を辿ったものの、海外経済の減速や円高の影響等から、年度下期には「景気の踊り場」となりました。

国内金利(10年国債利回り)は、期初には1.2%台でスタートしましたが、欧州債務危機の再燃や世界的な景気減速懸念等から安全資産とされる債券へ資金がシフトしたため、8月には1%割れまで低下しました。その後は1%付近の低金利水準のまま推移しました。

為替(円の対米ドル相場)は、世界的なリスク回避の動きから避難通貨として円が買われ、8月には日本政府が大規模な円売り介入に踏み切ったものの、効果は限定的で10月終わりに一時75円半ばまで円高が進行しました。2月に日銀が追加金融緩和を実施したことを契機に、円高修正の動きが強まり、82円台で期末を迎えました。

株式市場(日経平均株価)は、世界的に株安傾向が強まり8月に9,000円割れ、11月に8,100円台まで下落しましたが、欧州債務問題の進展・米国景気回復期待等から2月から上昇基調に変わり、1万円の台に戻して終了しました。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

〔運用対象〕

上記の基本方針に基づき、当社は国内の公社債を主な運用対象としております。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としておりますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しております。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っておりません。

ハ. 運用実績の概況

2011年度末における一般勘定資産の残高は、2兆1,366億円となりました。資産配分は公社債を中心にを行い、その結果、公社債は1兆8,035億円(総資産に占める比率は84.4%)となりました。また、2011年度は資産運用収益を280億円、資産運用費用を19億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.60%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	20,069	1.6%	25,807	1.2%
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	178,679	8.4%
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	1,163,725	93.7%	1,848,241	86.5%
公 社 債	1,132,746	91.2%	1,803,561	84.4%
株 式	267	0.0%	541	0.0%
外 国 証 券	30,712	2.5%	43,125	2.0%
公 社 債	30,712	2.5%	43,125	2.0%
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	1,013	0.0%
貸 付 金	31,762	2.6%	46,325	2.2%
保 険 約 款 貸 付	31,762	2.6%	46,325	2.2%
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	200	0.0%	230	0.0%
繰 延 税 金 資 産	4,382	0.4%	415	0.0%
そ の 他	22,423	1.8%	37,059	1.7%
貸 倒 引 当 金	△119	△0.0%	△96	△0.0%
合 計	1,242,444	100.0%	2,136,662	100.0%
う ち 外 貨 建 資 産	31,040	2.5%	43,498	2.0%

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	7,013	5,737
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	178,679
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	80,629	684,516
公 社 債	79,020	670,815
株 式	△77	274
外 国 証 券	1,685	12,412
公 社 債	1,685	12,412
株 式 等	-	-
その 他 の 証 券	-	1,013
貸 付 金	863	14,563
保 険 約 款 貸 付	863	14,563
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	50	29
繰 延 税 金 資 産	4,038	△3,967
そ の 他	1,540	14,636
貸 倒 引 当 金	△33	23
合 計	94,102	894,218
う ち 外 貨 建 資 産	1,672	12,458

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	0.01	0.01
買 現 先 勘 定	-	0.10
債券貸借取引支払保証金	-	0.02
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.79	1.71
う ち 公 社 債	1.81	1.76
う ち 株 式	△30.01 (△30.01)	1.98 (1.98)
う ち 外 国 証 券	1.32	△0.00
貸 付 金	3.00	3.02
う ち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-

一 般 勘 定 計	1.77 (1.77)	1.60 (1.60)
-----------	-------------	-------------

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
 2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。
 なお、含めて算出した場合の運用利回りは、() 内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	15,662	29,076
買現先勘定	-	1,893
債券貸借取引支払保証金	-	72,963
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	1,110,913	1,458,215
うち公社債	1,077,101	1,418,702
うち株式	392	389
うち外国証券	33,420	38,623
貸付金	30,989	38,909
うち一般貸付	-	-
不動産	151	221
一般勘定計	1,174,287	1,633,107
うち海外投融資	33,420	38,623

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
利息及び配当金等収入	20,932	27,344
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	695	671
有価証券償還益	-	1
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-
その他運用収益	-	-
合 計	21,627	28,016

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
支払利息	20	111
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	704	1,237
有価証券評価損	125	555
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	1	1
貸倒引当金繰入額	38	15
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	-	6
合 計	890	1,928

(6) 利息および配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
預貯金利息	-	0
有価証券利息・配当金	19,991	26,076
公社債利息	18,892	24,862
株式配当金	7	7
外国証券利息配当金	1,091	1,205
貸付金利息	928	1,173
不動産賃貸料	-	-
その他共計	20,932	27,344

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	695	666
株式等	-	-
外国証券	-	4
その他共計	695	671

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	54	25
株式等	-	-
外国証券	649	1,212
その他共計	704	1,237

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	-	555
株式等	125	-
外国証券	-	-
その他共計	125	555

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	741,441	63.7%	1,202,378	65.1%
地方債	19,297	1.7%	66,835	3.6%
社債	372,007	32.0%	534,347	28.9%
うち公社・公団債	174,971	15.0%	212,895	11.5%
株式	267	0.0%	541	0.0%
外国証券	30,712	2.6%	43,125	2.3%
公社債	30,712	2.6%	43,125	2.3%
株式等	-	-	-	-
その他の証券	-	-	1,013	0.1%
合計	1,163,725	100.0%	1,848,241	100.0%

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2010年度末							2011年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め ないものを 含む	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め ないものを 含む	合計
有価証券	84,791	149,874	144,733	146,259	248,267	389,799	1,163,725	57,673	192,508	191,650	215,150	425,964	765,294	1,848,241
国債	63,329	129,573	84,333	24,608	70,877	368,718	741,441	39,458	142,227	93,316	46,755	200,127	680,492	1,202,378
地方債	1,141	-	530	-	15,181	2,444	19,297	-	1,441	-	1,803	27,131	36,458	66,835
社債	20,321	13,263	57,793	116,601	145,658	18,369	372,007	17,668	42,780	97,590	156,966	172,553	46,788	534,347
株式	/	/	/	/	/	267	267	/	/	/	/	/	541	541
外国証券	-	7,037	2,076	5,049	16,548	-	30,712	546	6,058	743	9,625	26,151	-	43,125
公社債	-	7,037	2,076	5,049	16,548	-	30,712	546	6,058	743	9,625	26,151	-	43,125
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,013	1,013
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2010年度末	2011年度末
公社債	1.74	1.76
外国公社債	3.95	3.44

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水産・農林業	-	-	-	-	
鉱業	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属	-	-	-	
	金 属 製 品	-	-	-	
	機 械	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
輸 送 用 機 器	-	-	-		
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-	-	
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	-	-	-	
情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	-	-	312	57.7%
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	267	100.0%	228	42.3%
	保 険 業	-	-	-	-
	そ の 他 金 融 業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	267	100.0%	541	100.0%	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末
保 險 約 款 貸 付	31,762	46,325
契 約 者 貸 付	27,113	39,913
保 險 料 振 替 貸 付	4,648	6,412
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	31,762	46,325

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金用途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

グループについて
M&Aについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2010年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	149	88	3 (-)	200	114	36.3%
	リ ー ス 資 産	552	22	- (-)	467	193	29.3%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	710	424	27 (-)	420	1,399	63.0%
	合 計	1,413	535	31 (-)	561	1,707	55.7%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-
2011年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	200	76	10 (-)	230	146	39.0%
	リ ー ス 資 産	467	922	- (-)	185	1,204	24.0%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	687	1,261	41 (-)	649	2,849	69.4%
	合 計	1,355	2,261	52 (-)	871	3,375	55.6%
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末
不 動 産 残 高	200	230
営 業 用	200	230
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
有 形 固 定 資 産	-	-
土 地	-	-
建 物	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他	5	3
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	5	3
うち賃貸等不動産	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
有 形 固 定 資 産	18	40
土 地	-	-
建 物	3	10
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他	15	30
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	18	40
うち賃貸等不動産	-	-

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	30,712	100.0%	43,125	100.0%
株 式	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	30,712	100.0%	43,125	100.0%

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ニ. 合 計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	30,712	100.0%	43,125	100.0%
-----------	--------	--------	--------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	2010年度末								2011年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	公社債		株式等		貸付		貸付		公社債		株式等		貸付		貸付	
金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
北 米	11,679	38.0%	11,679	38.0%	-	-	-	-	16,835	39.0%	16,835	39.0%	-	-	-	-
ヨーロッパ	11,494	37.4%	11,494	37.4%	-	-	-	-	14,382	33.3%	14,382	33.3%	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	7,538	24.5%	7,538	24.5%	-	-	-	-	11,907	27.6%	11,907	27.6%	-	-	-	-
合 計	30,712	100.0%	30,712	100.0%	-	-	-	-	43,125	100.0%	43,125	100.0%	-	-	-	-

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	27,653	90.0%	38,893	90.2%
ユ ー ロ	3,058	10.0%	4,232	9.8%
合 計	30,712	100.0%	43,125	100.0%

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2010年度	2011年度
1.32	△0.00

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	30	6	-	-	30	
そ の 他	0	10	10	-	0	
合 計	31	17	10	-	31	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V-9の欄をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

33ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

30ページに掲載しています「コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

43ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について～生命保険相談所のご案内～」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

35ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

26ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状2012

2012年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 企画部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

TEL：03-3273-0101 (大代表)

URL：<http://www.msa-life.co.jp>

www.msa-life.co.jp